医療保険の給付金請求について

アクサ生命の医療保険「入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉」「ガン治療保険」など専用の無料ダイヤルです。

入院給付金や手術給付金などに関するお問合せやご請求手続きに関するお問合せ窓口です。
(旧医療商品にご加入の方もご利用いただけます。)
アクサ生命「コーポレート サポートオフィス」の専門スタッフがお受けいたします。

アクサ生命 カスタマーサービスセンター コーポレートサポートオフィス

0120-813-308

受付時間　月～金 9：00～18：00
　　土　9：00～17：00
(日・祝、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

生協グループ保険、団体総合医療保険、積立年金保険

ご請求手続きおよびその他のご相談やお手続きは、従来通り
千葉県庁生活協同組合 保険事業課 へご連絡ください。

TEL 043-227-8100

生命保険など各種保険の相談・加入・見直しや、生協保険(福利厚生制度保険)の加入・解約などの手続きについては、千葉県庁生協の保険事業課がお受けいたします。

制　度　名	事務幹事会社・引受保険会社	取　扱　店	お問合せ先
生協グループ保険	●事務幹事会社・引受保険会社 **アクサ生命保険株式会社** (本社)〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表) www.axa.co.jp/	**アクサ生命保険株式会社** 制度推進部 【照会先】法人ビジネス業務部 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7450	**千葉県庁生活協同組合** 保険事業課 〒260-0855 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎9階 TEL 043-227-8100
入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉			
ガン治療保険			
積立年金保険「税制適格型(A)」「自由積立型(B)」			
団体総合医療保険	●引受保険会社 **日本生命保険相互会社** 法人サービスセンター TEL：0120-563-925 ※お問合せの際には、記号証券番号(900−95154)をお知らせください。 【受付時間　月曜日～金曜日 9：00～17：00(祝日・12／31～1／3を除く。)】	―――	

Form No.0D3328(9.0) AXA-A1-2204-0215/9F7 2022.04.22　日本-医-2021-707-13002-M(R4.3.18)

生協組合員のみなさまの声にもとづいて千葉県庁生活協同組合がお届けします。　令和4年

福利厚生制度

セーフティーライフプランのご案内

1 死亡・高度障害に備えて

生協グループ保険

こども特約・年金払特約付福祉団体定期保険

70歳6ヵ月まで継続して加入できます。
団体保険としての割引が適用された保険料で万一に備える保障を確保できます。万一の場合、保険金の全部または一部を年金形式で分割して受け取ることもできます。

2 ケガ・病気等に備えて

団体総合医療保険

70歳6ヵ月まで継続して加入できます。

総合医療保険(団体型)

ケガや病気等による**入院・手術等に備える**保険です。
1泊2日以上継続して入院された場合、**入院1日目から入院給付金が受取れます。**
公的医療保険制度または先進医療の対象となる手術等を保障します。
※一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。

3 一生涯の病気・ケガに備えて

入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉

日帰り入院や外来手術、高額になりがちな先進医療も保障します。
病気やケガのリスクに一生涯にわたって対応できます。

終身払コース	手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉
60歳払込コース　65歳払込コース	手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

4 ガンの治療に備えて

ガン治療保険

ガンの主な治療方法、「手術」・「放射線治療」・「化学療法(抗がん剤治療)」を保障します。入院をしないガン治療に対応!

上皮内新生物治療給付特約付ガン治療保険(無解約払いもどし金型)

5 教育資金準備やセカンドライフの年金・保障に備えて

積立年金保険

予定利率は約1.2%。税制適格型は個人年金保険料控除の対象(最大5万円)となることも魅力です!

税制適格型(A)	拠出型企業年金保険
自由積立型(B)	拠出型企業年金保険・入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉・医療給付金付個人定期保険

申込締切日:令和4年6月17日(金)生協必着

申込書提出先:千葉県庁生活協同組合 保険事業課

千葉県庁生活協同組合
保険事業課　TEL 043-227-8100
千葉県庁生協ホームページ　http://www.chibakenseikyo.or.jp/

県庁生協と考えよう

4大リスクはいつ頃発生するのでしょうか?

イメージ図
（一般例）

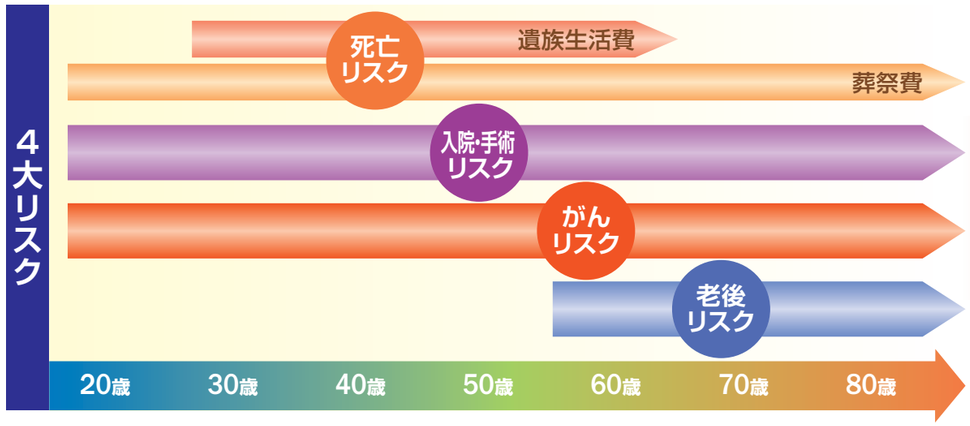

県庁生協の福利厚生制度保険は
在職中はもちろん、退職後も保障があります

	商品名			
死亡リスク	生協グループ保険	死亡保障	退職後も継続可能	非更新型定期保険（個人保険）
		※新医療保険（生協グループ保険の「医療保障部分」）は平成28年度より新規申込みのお取扱いを停止しました。なお、現在、ご契約中の方につきましてはご継続いただけます。		※85歳満了の非更新型定期保険に移行できます。ただし、**生協グループ保険に保険金額300万円未満でご加入の方は、非更新型定期保険に移行できません。**
入院手術リスク	団体総合医療保険	医療保障	退職後も継続可能	
	入院保障保険（終身型09）〈ワイド〉	医療保障	退職後も継続可能	一生涯保障
がんリスク	ガン治療保険	ガン保障	退職後も継続可能	10年更新で90歳まで。90歳以降は一生涯保障。
老後リスク	積立年金保険 税制適格型（A）	退職後の年金での受取りのために積立	退職後の年金の受取り方法 **A.「年金コース」** 10年確定 **A.「年金コース」** 15年確定 **A.「年金コース」** 10年保証期間付終身（一生涯の給付） **B.「一時金」**	
		※組合員資格を有して勤務を継続される方は最長70歳まで満了延長できます。		
	積立年金保険 自由積立型（B）	教育資金準備や退職後の保障のために積立	退職後の生活設計に合わせて3つのコースから選択 **A.「医療保険コース（終身医療保険）」** 終身（一生涯の給付） **B.「医療保険コース（定期医療保険）」** 70歳まで **C.「年金コース」** 10年確定 **D.「一時金」**	
		※組合員資格を有して勤務を継続される方は最長70歳まで満了延長できます。		

20歳代・30歳代　50歳代　60歳代　70歳代　80歳代　90歳代

県庁生協の福利厚生制度保険は「4大」リスクに対応します

組合員のみなさまの自助努力は十分ですか?
リスクに対する備えを確認しましょう!

充実した福利厚生制度保険

1 死亡リスク（死亡保障）なら**「生協グループ保険」** P5~P10

万一の死亡・高度障害保障に備えることができます。

2 入院・手術リスク（医療保障）なら **「団体総合医療保険」** P11~P16

ケガや病気等による入院・手術等に備えることができます。

3 入院・手術リスク（医療保障）なら **「入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉」** P17~P23

病気・ケガによる入院を一生涯保障します。ガン入院は再発・転移に備えて何度でも保障します。

4 がんリスク（ガン保障）なら**「ガン治療保険」** P25~P28

ガンの主な治療方法、「手術」「放射線治療」「化学療法（抗がん剤治療）」を入院しているかどうかにかかわらず保障します。

5 老後リスク（老後の生活資金）なら**「積立年金保険」** P29~P34

セカンドライフに備えて在職中に積立てができます。税制適格型（A）は年金受取りの準備に、自由積立型（B）は教育資金準備や退職後の保障の準備にも適しています。

県庁生協と考えよう

必要な保障はライフイベントによって変化していきます。 イメージ図

県庁生協では「ライフプラン相談」を実施しています。お気軽にご相談ください

ライフプランとは、一言で言うと生活設計です。人生には、旅行・結婚・お子さまの誕生・住宅購入・退職など、さまざまなライフイベントが待ちかまえています。組合員の方が豊かな人生を送るためにライフプラン相談が手助けを行います。

ライフプラン相談について詳しくは千葉県庁生協のホームページをご覧ください。
http://www.chibakenseikyo.or.jp/

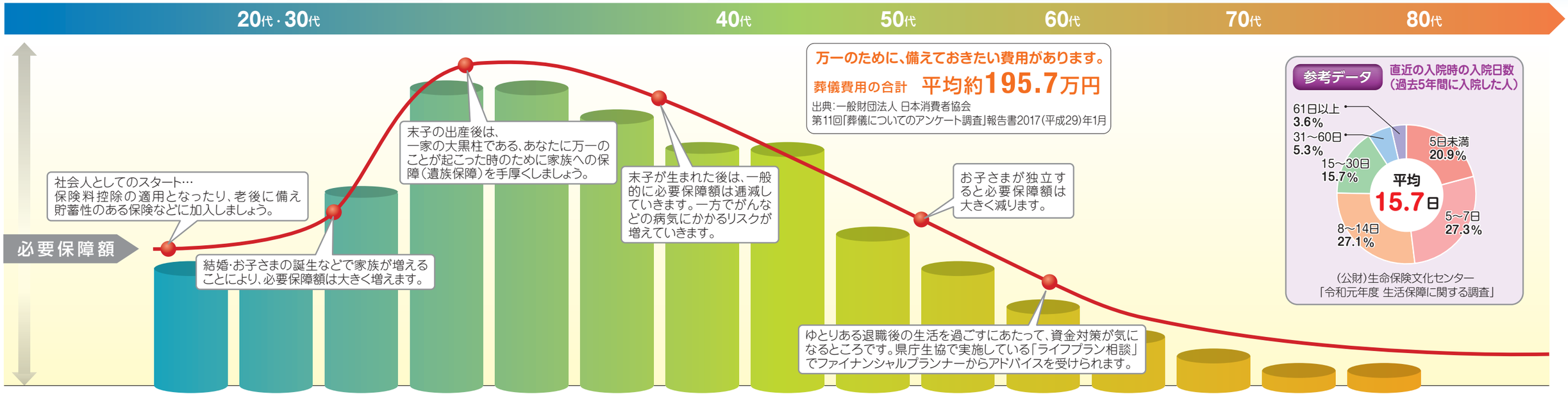

ライフイベント：独 身 ／ 結 婚 ／ お子さま誕生 ／ 住宅購入 ／ お子さまの教育 ／ お子さまの独立 ／ 退職後の生活

まだまだお若いみなさまは…

結婚
ひとりからふたりへ

マイホーム
ふたりの夢　そして家族の夢

40～50代のみなさまは…

教育資金
こども達へ　新たなステージの登場

退職後の生活
新たな出発　快適で自由な生活を

独身の方は

自分自身への備えとして高度障害・入院・手術に備えることをおすすめします。
保険料の負担が気になる場合は、葬儀費用だけでも備えましょう。

加入例
24歳 本人
男性の場合

	保障額	月額保険料
生協グループ保険	1,000万円	910円
団体総合医療保険	入院給付金日額 5,000円	1,060円
入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉60歳払込コースの基本契約	入院給付金日額 5,000円	2,406円
ガン治療保険	基本給付金額 10万円	1,090円

合計 5,466円

DINKs（ダブルインカムノーキッズ）世代の 方は

万一の時、お互いにパートナーの負担とならないよう、高度障害・入院・手術に備えることをおすすめします。
また、収入も安定してくるこの時期から老後生活資金を準備するため、積立年金保険 も早目に検討しましょう。

加入例
30歳共働き夫婦の場合

本人 男性

	保障額	月額保険料
生協グループ保険	1,500万円	1,365円
団体総合医療保険	入院給付金日額 5,000円	1,410円
入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉60歳払込コースの基本契約	入院給付金日額 5,000円	3,006円
ガン治療保険	基本給付金額 10万円	1,160円

合計 6,941円

配偶者 女性

	保障額	月額保険料
生協グループ保険	600万円	342円
団体総合医療保険	入院給付金日額 5,000円	1,410円
入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉60歳払込コースの基本契約	入院給付金日額 5,000円	3,243円
ガン治療保険	基本給付金額 10万円	1,520円

合計 6,515円

本人 ＋ 配偶者 合計 13,456円

子育て世代の方は

家族への責任が大きい時期です。月間生活費を30万円として試算すると、必要死亡保障額は約9,000万円です。公的保障などを考慮しても約4,000万円ほど不足します。
死亡保障をもっとも厚くしておきたい時期です。
入院・手術にもしっかり備えましょう。

加入例
42歳 本人
男性の場合

	保障額	月額保険料
生協グループ保険	4,000万円	6,400円
団体総合医療保険	入院給付金日額 5,000円	1,475円
入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉終身払コースの基本契約	入院給付金日額 5,000円	3,100円
ガン治療保険	基本給付金額 10万円	1,950円

合計 12,925円

こどもが独立しても

家族（配偶者）への責任がありますよね。
多額の保障はいらないかもしれませんが、配偶者のためにも当面の費用を準備しましょう。
また、健康に対する不安に備え医療保障の重要度が高まります。生活習慣病対策も検討しましょう。

加入例
55歳 本人
男性の場合

	保障額	月額保険料
生協グループ保険	1,000万円	3,380円
団体総合医療保険	入院給付金日額 5,000円	2,285円
入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉終身払コースの基本契約	入院給付金日額 5,000円	4,480円
ガン治療保険	基本給付金額 10万円	4,290円

合計 14,435円

※生協グループ保険および団体総合医療保険は概算保険料です。申込締切後にあらためて正規保険料を算出し、第１回（更新日）より適用します。年齢は保険年齢です。保険年齢については、９・10ページおよび13ページをご参照ください。
※上記はあくまでも加入パターンの一例であり、実際は年齢・家族構成・経済状況などにより異なります。ご検討・ご加入の際の参考にしてください。

1 生協グループ保険
（こども特約・年金払特約付福祉団体定期保険）

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】
「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。
※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

千葉県庁生協組合員による相互扶助の制度です。

死亡保険金

保険期間中に
死亡された場合

高度障害保険金

効力発生日（加入日）*以後の病気やケガによって、保険期間中に所定の高度障害状態になられた場合

*保険金額を増額した場合は、効力発生日（加入日）を増額日と読み替えてください。

団体保険のスケールメリットを活かした、割引が適用された保険料で、万一の時の保障を確保できます。

万一の時の場合、死亡保険金・高度障害保険金の全部または一部を年金形式で受け取ることも可能です。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば契約者配当金として加入者にお返しします。

契約者配当金のしくみ

遺族（死亡保険金）
亡くなられた方がいれば集めた保険料の中から遺族に保険金が支払われます。

加入者本人（高度障害保険金）
所定の高度障害状態になられた方がいれば集めた保険料の中から加入者本人に保険金が支払われます。

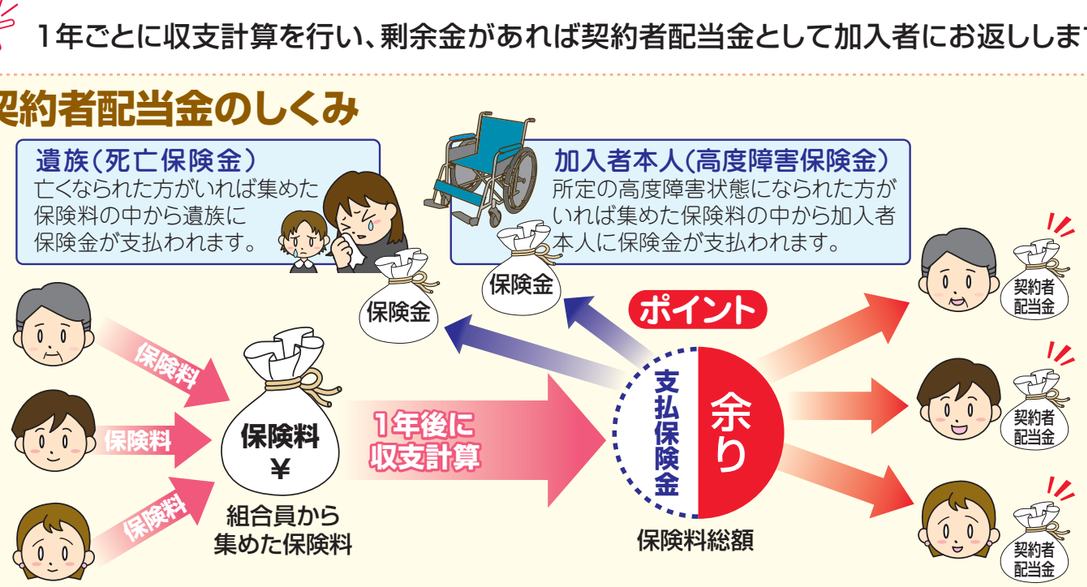

・上記イラストはしくみの概要を説明したものです。実際のお支払いとは異なりますのでご承知ください。

過去5年間の平均配当金還元率*1（本人・配偶者）は

約30.3%

1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば契約者配当金としてお返しします。

過去5年間の平均配当金還元率約30.3%を加味すると、負担額が軽減されます。
実質負担額（月額）*2で計算すると…

保険年齢15歳～35歳、保険金額500万円に加入した場合

男性の場合	女性の場合
月額 455円	月額 285円
実質負担額（月額）	実質負担額（月額）
月額約 318円	月額約 199円

ファイナンシャルプランナーからひとこと

1級ファイナンシャルプランニング技能士
山田 圭子先生（県庁生協ライフプラン相談先生）
団体だからできる安い掛け金が魅力です。若い世代も、子育て世代も、手軽に万が一に備えることのできる保険を検討しましょう。

たくさんの加入者が、不幸にあった生協組合員の仲間のご遺族を支えます。千葉県庁生協組合員とその配偶者・こどもが加入することができる保険です。

生協グループ保険の特長

Point 1 在職中の保険金額は、本人は4,000万円～300万円、配偶者は3,000万円～300万円の範囲で選択できます。

Point 2 1年更新のため、毎年簡単な手続きで必要な保障額の増減が可能です。

Point 3 医師による診査はありません。（告知のみ）

Point 4 保険金は、年金形式で分割して受け取ることもできます。
※ 年金形式で受け取る場合は、最長25年まで選択ができます。
※ こどもの死亡・高度障害保険金の受取りは、一時金のみのお取扱いです。

Point 5 退職後は70歳まで継続できます。

しくみ図

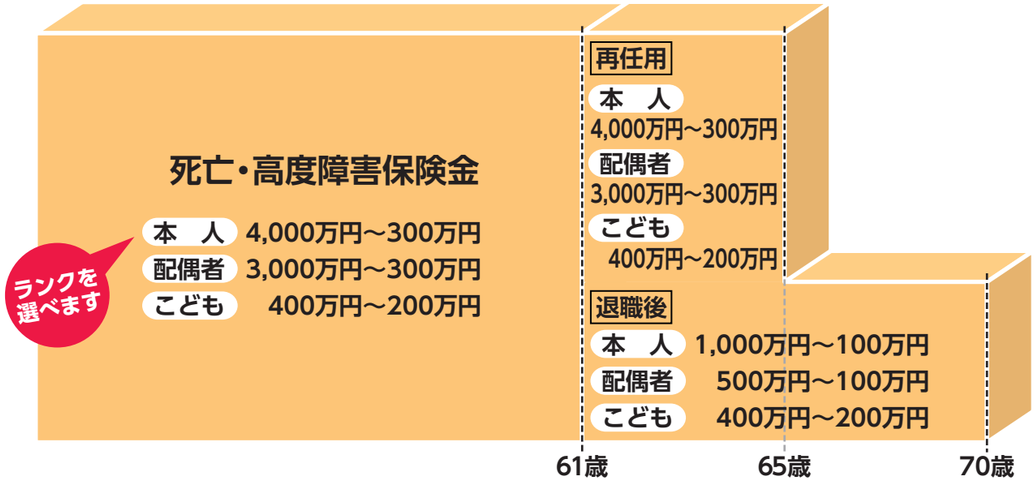

本人・配偶者は70歳6ヵ月まで継続して加入することができます。また、満了となる1年前に、85歳まで継続できる「非更新型定期保険」のご案内をご自宅にお送りします。

●契約者配当金について
*1 配当金還元率とは、年間保険料に対する契約者配当金の還付割合をいいます。配当金は、引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受保険金額によって決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。そのため、記載の平均配当金還元率は将来のお支払いをお約束するものではありません。なお、配当金は、毎年の収支状況によってお支払いできない場合もあります。
平均配当金還元率は、小数点第2位以下を切り捨てています。
*2 実質負担額（月額）は次の計算方式により算出しています。実質負担額（月額）＝月額保険料×（100－30.3）%
※実質負担額（月額）は小数点第一位以下を切り上げて表示しています。

ご加入のお取扱い 重要

1 加 入 資 格

(1) 本人・配偶者・・・千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者＊およびその配偶者で、令和４年10月1日現在、年齢14歳6ヵ月を超えて60歳6ヵ月までの方とします。(昭和37年4月2日～平成20年4月1日生まれの方)
年齢60歳6ヵ月まで新規加入・増額をすることができます。

(2) こども・・・・・・千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者*の扶養しているこども（健康保険法に定める子に関する規定を準用します。)で、令和４年10月１日現在、年齢２歳６ヵ月を超えて22歳６ヵ月までのこどもに限ります。(平成12年4月2日～令和２年４月１日生まれのこども)
こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもはもれなく加入させてください。
(注)健康保険法に規定するこどもの範囲とは、つぎのいずれかに該当するこどもをいいます。
1. 組合員のこどもで、主としてその組合員により生計を維持している者。
2. 組合員の配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。以下同じ)のこどもで、組合員と同一の世帯に属し、主として組合員により生計を維持している者(組合員の配偶者が既に死亡しているときも含む)。

＊千葉県庁在職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めの方です。
※配偶者・こどものみの加入はできません。必ず組合員本人とともに加入してください。なお、配偶者・こどもは、組合員本人の保険金額と同じかそれ以下でご加入ください。
※組合員本人が脱退(組合を脱会、死亡・高度障害を含む)したときは、配偶者・こどもも同時に脱退となります。
※加入資格を失われた場合(組合員本人が組合員資格を失ったとき、配偶者が配偶者資格を失ったとき、こどもが結婚などで扶養から外れたときなど)、その事由の生じた月の末日で脱退となります。必ず千葉県庁生活協同組合に申出ていただき、脱退手続きをしてください。保険事故が発生した時に加入資格を失っている場合には、たとえ保険料のお払込みがあったとしても、保険金をお支払いできない場合があります。

2 保 険 金 額

ご希望の保険金額をお選びください。

死亡・高度障害保険金のお支払いにつきましては、37ページの「保険金のお支払いについて」をご覧ください。

組合員本人

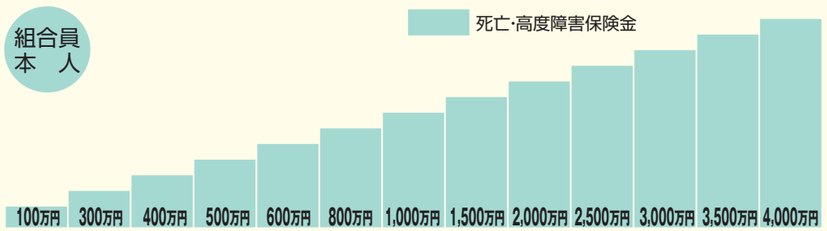

在職中(再任用含む)は300万円～4,000万円の範囲となります。
退職後は100万円～1,000万円の範囲となります。
※退職後は保険金額の増額はできません。

在職中は12ランクから、退職後は7ランクからお選びください。

現在、保険金額900万円・1,100万円・1,300万円・1,400万円・1,600万円・1,800万円のいずれかにご加入されている場合、令和4年10月1日以降も同額で継続することが可能です。ただし、保険金額を変更する場合は、左記のランクからお選びください。

配偶者

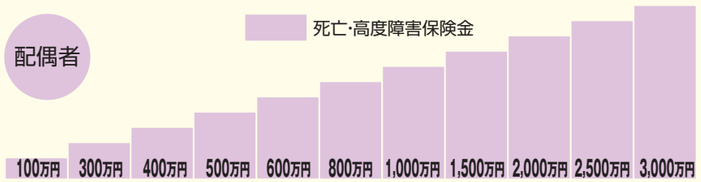

組合員本人が在職中(再任用含む)は300万円～3,000万円の範囲となります。
退職後は100万円～500万円の範囲となります。
※退職後は保険金額の増額はできません。

組合員本人が在職中は10ランクから、退職後は4ランクからお選びください。

現在、保険金額700万円にご加入されている場合、令和４年10月1日以降も同額で継続することが可能です。ただし、保険金額を変更する場合は、左記のランクからお選びください。

こども

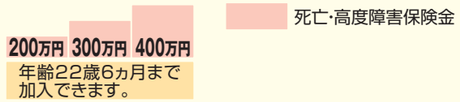

年齢22歳6ヵ月まで加入できます。

3ランクからお選びください。

令和3年10月1日時点で年齢21歳6ヵ月を超えたこどもは、令和4年9月30日をもって保障が終了します。

※令和4年9月30日で保障が終了となるお子さまには、「継続保障プラン(非更新型定期保険)」へのコース変更のご案内を別途させていただきます。

※保険金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、別冊「重要事項説明書」を必ずお読みください。

3 告知について

・新規加入または増額を申し込まれる方は、いずれも加入(増額)に同意され、申込日(告知日)現在、〈ご本人〉の場合は、正常に就業している方＊1、〈配偶者・こども〉の場合は、正常な日常生活を送っている方＊2 に限ります。
下記の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増額を申し込まれる方ごとに、加入申込書兼告知書「告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。

【告知事項】
①申込日(告知日)から過去１年以内に下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか
②申込日(告知日)から過去６ヵ月以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※「告知」については、別冊「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

＊1〈ご本人〉の場合「正常に就業している方」
申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方
(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

＊2〈配偶者・こども〉の場合「正常な日常生活を送っている方」
申込日(告知日)現在、医師による治療(指示・指導を含む)・投薬を受けていない方。
ただし、次については告知していただく必要がありません。
・医師による処方ではない、市販の薬(かぜ薬、整腸剤など)の服用
・アレルギー性鼻炎
・水虫治療
・歯科医での虫歯の治療
・コンタクトレンズ購入のための処方箋作成を目的とした医師の診察・検査

4 効力発生日(加入日)

・令和４年10月１日

5 保険期間・保険料払込期間

・令和４年10月１日～令和５年９月30日までの１年間で、以後は毎年自動更新されます。
※すでにこの保険に加入されている方は、告知事項にかかわらず、現在の加入保険金額と同額まで継続加入(更新)できます。

6 契約者配当金

・1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には契約者配当金としてお返しします。ただし、保険期間途中に脱退した場合には支払われませんのでご注意ください。
※配当金は、ご加入者指定の口座にお支払いいたしますので、事前の口座登録が必要です。

7 保険料の払込

・保険料は月払とし、毎月の給与から控除します。(第１回保険料は令和４年９月の給与から)

8 留 意 事 項

1. この保険から脱退されても、それに伴う払戻金などはありません。
2. 保険金額の変更は毎年10月１日のみのお取扱いです。特に退職予定者の場合、退職と同時(毎年10月１日以外)に保険金額の変更はできませんのでご注意ください。

9 その他のお取扱い

・35～36ページの「その他のお取扱い」、37ページの「ご加入に際して」、39～40ページの「退職後のお取扱い」も必ずご覧ください。

月額保険料表 重要

〈本人・配偶者・・・概算保険料〉 ●加入者の年齢の上昇にともない、該当する年齢（年代）が変わった場合は、その年齢（年代）に対応　する保険料となります。

（令和4年2月現在、単位：円）

	保険年齢／性別／死亡・高度障害保険金額	15歳～35歳（昭62年4月2日～平20年4月1日）		36歳～40歳（昭57年4月2日～昭62年4月1日）		41歳～45歳（昭52年4月2日～昭57年4月1日）		46歳～50歳（昭47年4月2日～昭52年4月1日）		51歳～55歳（昭42年4月2日～昭47年4月1日）		56歳～60歳（昭37年4月2日～昭42年4月1日）		61歳～65歳（昭32年4月2日～昭37年4月1日）		66歳～70歳（昭27年4月2日～昭32年4月1日）	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	4,000万円	3,640	2,280	4,680	3,920	6,400	4,840	9,240	6,920	13,520	9,400	19,600	11,960	30,080	15,920		
	3,500万円	3,185	1,995	4,095	3,430	5,600	4,235	8,085	6,055	11,830	8,225	17,150	10,465	26,320	13,930		
配偶者	3,000万円	2,730	1,710	3,510	2,940	4,800	3,630	6,930	5,190	10,140	7,050	14,700	8,970	22,560	11,940		
	2,500万円	2,275	1,425	2,925	2,450	4,000	3,025	5,775	4,325	8,450	5,875	12,250	7,475	18,800	9,950		
	2,000万円	1,820	1,140	2,340	1,960	3,200	2,420	4,620	3,460	6,760	4,700	9,800	5,980	15,040	7,960		
	1,500万円	1,365	855	1,755	1,470	2,400	1,815	3,465	2,595	5,070	3,525	7,350	4,485	11,280	5,970		
	1,000万円	910	570	1,170	980	1,600	1,210	2,310	1,730	3,380	2,350	4,900	2,990	7,520	3,980	11,170	5,380
	800万円	728	456	936	784	1,280	968	1,848	1,384	2,704	1,880	3,920	2,392	6,016	3,184	8,936	4,304
	600万円	546	342	702	588	960	726	1,386	1,038	2,028	1,410	2,940	1,794	4,512	2,388	6,702	3,228
	500万円	455	285	585	490	800	605	1,155	865	1,690	1,175	2,450	1,495	3,760	1,990	5,585	2,690
	400万円	364	228	468	392	640	484	924	692	1,352	940	1,960	1,196	3,008	1,592	4,468	2,152
	300万円	273	171	351	294	480	363	693	519	1,014	705	1,470	897	2,256	1,194	3,351	1,614
	100万円	91	57	117	98	160	121	231	173	338	235	490	299	752	398	1,117	538

100万円は退職者のみ選択できます。

〈こども・・・正規保険料〉

	保険年齢／死亡・高度障害保険金額	3歳～22歳（平12年4月2日～令和2年4月1日）
		男女共通
こども	400万円	280
	300万円	210
	200万円	140

本人・配偶者で、現在、保険金額700万円・900万円・1,100万円・1,300万円・1,400万円・1,600万円・1,800万円のいずれかにご加入されている場合、令和4年10月1日以降も同額で継続することが可能です。配付されている現在のご加入内容（更新内容）でご確認ください。保険金額を変更する場合は、上記のランクからお選びください。

※福祉団体定期保険における保険年齢とは、効力発生日（加入日）における加入者の年齢のことをいいます。加入者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月を超えるものは切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。
※在職中（再任用含む）…本人は保険金額4,000万円～300万円、配偶者は保険金額3,000万円～300万円の範囲で選択できます。組合員1人あたりの保険金額は通算4,000万円限度です。
※退職後……本人は保険金額1,000万円～100万円、配偶者は保険金額500万円～100万円の範囲で選択できます。退職後は保険金額の増額はできません。
※配偶者およびこどもは、組合員本人の保険金額と同じかそれ以下でご加入ください。
※記載の保険料は総保険金額500億円以上1,000億円未満の保険料率にもとづいて算出した概算保険料です。申込締切後にあらためて正規保険料を算出し、第1回保険料より適用します。なお、こどもの保険料は正規保険料です。

2 団体総合医療保険
（総合医療保険（団体型））

商品内容のご説明

【各年度の配当実績】

	配当還元率
令和1年度	約17.8%
令和2年度	約19.0%

（保険期間）
令和1年度
令和1年10月1日～令和2年9月30日
令和2年度
令和2年10月1日～令和3年9月30日

※上記は過去2年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
※保険期間の中途で脱退され、保障終了となられた方は配当金をお受取りになれませんのでご注意ください。
※配当還元率とは年間払込保険料に対する配当金の割合を示しています。

ココがポイント!

ポイント1 **入院1日目から入院給付金が受取れます!**
※1泊2日以上の継続入院の場合です。

ポイント2 **手術・放射線治療給付金が受取れます!**
日帰り手術等でも給付金が受取れます。
※お支払事由によって、給付限度回数が異なります。

ポイント3 **公的医療保険制度または先進医療の対象となる手術等を保障します!**
※一部対象外の手術があります。

ポイント4 **1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます!**
※保険期間の中途で脱退され、保障終了となられた方は配当金をお受取りになれませんのでご注意ください。

ポイント5 **給付の対象となる手術等かどうかを加入者自身で簡単に確認できます!**
公的医療保険制度に連動しているため、医療機関で交付される領収証等によって簡単に確認できます。

団体総合医療保険ご案内ムービー
以下を携帯電話・スマートフォン等で読込み、アクセスしてください。（通信料がかかります。）

①入院の有無および入院期間の確認
入院がある場合は入院期間が記載されます。
②給付金の有無についての確認
「手術」「放射線治療」欄に診療報酬点数が記載されている場合、手術給付金・放射線治療給付金のご請求の対象となります。
※労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない場合（健康保険の対象外）であっても、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられている場合は、手術給付金のご請求の対象となります。
※「放射線治療」については、当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書（証明書）」のご提出が必要です。
※手術料の記載がない場合であっても、「入院料等」の欄に算定される一部の手術については、手術給付金のご請求の対象となる場合があります。
※一部対象外の手術があります。

《領収証イメージ》

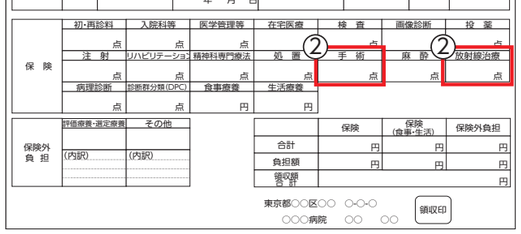

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●ケガや病気等による入院・手術等の保障
当パンフレット（「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄
- □ 保障内容はニーズに合致していますか。
- □ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

別添の「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「重要事項説明書（正しく告知いただくために）」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレット・「重要事項説明書（ご加入のみなさまへ）」とあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管ください。

1級ファイナンシャルプランニング技能士
山田 圭子先生（県庁生協ライフプラン相談先生）
誰にでも起こりうる、入院・手術等にしっかり備えておきましょう。
入院した場合、治療のための費用の他に、差額ベッド代・食事代・病院までの交通費等、様々な費用がかかります。また、団体総合医療保険では公的医療保険制度の対象となる手術等が保障されますので、今後の医療の進歩にも対応でき、安心です。

1 主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1	お支払例 入院給付金日額3,000円の場合	お支払例 入院給付金日額5,000円の場合
入院給付金	ケガや病気等により**1泊2日以上継続**して入院をされたとき	入院給付金日額×**入院日数**	［1回の入院※2］62日 ［通算］1,095日	お支払事由に該当する入院を19日したとき **57,000円** ※3,000円×19日	お支払事由に該当する入院を19日したとき **95,000円** ※5,000円×19日
入院療養給付金	**入院給付金をお支払いする入院**をされたとき	入院給付金日額×**5**	通算30回※3	1回につき **15,000円**	1回につき **25,000円**
手術給付金（20倍）※4	1泊2日以上継続した入院中に、**公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等**を受けられたとき	入院給付金日額×**20**	―	1回につき **60,000円**	1回につき **100,000円**
手術給付金（5倍）※4	外来または日帰り入院中に、**公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等**を受けられたとき	入院給付金日額×**5**	通算30回	1回につき **15,000円**	1回につき **25,000円**
放射線治療給付金	**公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法**を受けられたとき	入院給付金日額×**10**	通算なし（60日の間に1回）	1回につき **30,000円**	1回につき **50,000円**

・給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日（＊）以後に生じることが必要となります。
・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険（団体型）への加入日（＊）からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。
（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数（回数）を通算します。
※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
<対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金（20倍）をお支払いするときは、手術給付金（5倍）は支払われませんのでご注意ください。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記（※1～※4）等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、【重要事項説明書（注意喚起情報）】「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびに【重要事項説明書（ご加入のみなさまへ）】を必ずご確認ください。

入院経験者（過去1年間）の1日あたりの自己負担費用

［治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額］

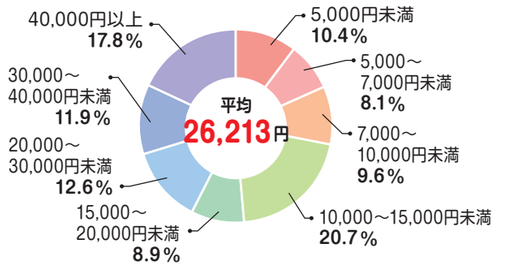

（公財）生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

地方自治体の助成により、医療費が軽減される場合があります。

地方自治体の助成例（東京都世田谷区『子ども医療費助成制度』）の場合

対象期間	助成内容	所得制限
0～15歳到達後最初の年度末	●健康保険診療の自己負担分 ●入院時の食事の自己負担分	なし

※助成は、所得制限を設けている自治体もあります。
詳しくは管轄の自治体にご確認ください。
※2020年12月現在
世田谷区ホームページ「子ども医療費助成制度」

2 保障額と保険料

【月払保険料表（概算）】

（保険料の単位：円）

対象	入院給付金日額 ／ 保険年齢	3,000円 男性・女性	5,000円 男性・女性
本人・配偶者	15歳～20歳（平成14年4月2日生～平成20年4月1日生）	438	730
	21歳～25歳（平成9年4月2日生～平成14年4月1日生）	636	1,060
	26歳～30歳（平成4年4月2日生～平成9年4月1日生）	846	1,410
	31歳～35歳（昭和62年4月2日生～平成4年4月1日生）	879	1,465
	36歳～40歳（昭和57年4月2日生～昭和62年4月1日生）	858	1,430
	41歳～45歳（昭和52年4月2日生～昭和57年4月1日生）	885	1,475
	46歳～50歳（昭和47年4月2日生～昭和52年4月1日生）	1,059	1,765
	51歳～55歳（昭和42年4月2日生～昭和47年4月1日生）	1,371	2,285
	56歳～60歳（昭和37年4月2日生～昭和42年4月1日生）	1,842	3,070
	61歳～65歳（昭和32年4月2日生～昭和37年4月1日生）	2,445	4,075
	66歳～69歳（昭和28年4月2日生～昭和32年4月1日生）	3,342	5,570
	70歳（昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生）	3,918	6,530
こども	3歳～22歳（平成12年4月2日生～令和2年4月1日生）	552	920

- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日（今回は令和４年10月１日）から適用します。追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は千葉県庁生活協同組合 保険事業課までご照会ください。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 在職者の保険料は毎月の給与から控除します。（第１回目は９月給与から）
- 退職者の保険料は毎月所定の口座から振替えます。（第１回目は９月12日）
- 当パンフレット（団体総合医療保険部分）における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢○○歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、１年未満の端数は６カ月以下は切捨て、６カ月超は切上げます。（例：19歳７カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。）

3 告知について

新規加入・増額のお申込みをされる方それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および以下の質問事項をご確認のうえ、告知ください。
本人（主たる被保険者）が新規加入・増額のお申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、「申込書兼告知書」の『告知欄』の該当番号に○印をご記入ください。

＜質問事項＞
1．申込日から過去３カ月以内に、医師の治療・投薬（＊1）を受けたことがありますか。
2．申込日から過去５年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または７日以上にわたり（＊2）、医師の治療・投薬（＊1）を受けたことはありますか。

（＊1）「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。
（＊2）「７日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が７日以上の場合をいいます。たとえば、受診は２日でも、その間が７日以上の場合や、合計７日分以上の投薬を受けた場合は、「７日以上」となります。

4 効力発生日

効力発生日：令和4年10月1日

●当保険制度は追加募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入可能です。
●追加募集時に加入される場合は、毎月20日までに表紙に記載の「申込書提出先」へ「申込書兼告知書」をご提出ください。
なお、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その３カ月後の１日となります。

5 加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本　人》　公的医療保険制度に加入している千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者（＊）の方で
新規加入・増額は、年齢14歳６カ月超60歳６カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳６カ月以下の方。

《配偶者》　千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者（＊）と生計を一にする配偶者の方で
新規加入・増額は、年齢満18歳以上60歳６カ月以下の方。
※民法改正の経過措置により、令和４年４月１日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
継続加入は、年齢70歳６カ月以下の方。

《こども》　千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者（＊）と生計を一にするこどもで年齢２歳６カ月超22歳６カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが２名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

（＊）千葉県庁在職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めの方です。

＜ご注意＞
（１）一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
（２）本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできませんのでご注意ください。）
（３）配偶者・こどものみで加入することはできません。
（４）配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、こどもは本人（配偶者が加入している場合は配偶者）と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
（５）保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも脱退となります。
（６）本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、39～40ページに記載のとおり継続加入いただくことができます。

6 保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和５年９月30日までです。
以降は毎年10月１日を更新日とし、保険期間１年で更新します。

7 この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
（例えば、３月15日に脱退された場合、３月分保険料を払込みいただき、３月31日が保障終了日となります。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

8 配当金

・１年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
保険期間の中途で脱退され、保障終了となられた方は配当金をお受取りになれませんのでご注意ください。

9 制度内容の変更

・千葉県庁生活協同組合の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

10 法令等の改正に伴う変更

・この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下、「お支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

11 ご相談窓口等

・ご照会・苦情につきましては、裏表紙の団体窓口までお問合せください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく裏表紙の日本生命窓口までご連絡ください。）

12 その他のお取扱い

・35 ～ 36ページの「その他のお取扱い」、38ページの「給付金のお支払事由について」、39 ～ 40ページの「退職後のお取扱い」もご覧ください。

＜「障がい」の表記＞
当パンフレット（11～16ページの団体総合医療保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

団体総合医療保険Q&A

※お支払いに関する詳細は「重要事項説明書（ご加入のみなさまへ）」をご覧ください。

Q1 団体総合医療保険とはどのような保険ですか?

A1 公的医療保険制度に加入しているご本人さまと生計を一にする配偶者さまおよびお子さまを対象とする医療保障保険です。被保険者（本人・配偶者・こども）が保険期間中に不慮の事故による傷害または発病した疾病または骨髄幹細胞の採取術により、1泊2日以上の継続入院をされたときや公的医療保険制度（＊1）・先進医療（＊2）の対象となる手術・放射線治療を受けられたときに、入院給付金や手術給付金・放射線治療給付金をお支払いする保険です。
入院や手術に伴う諸々の出費をカバーするための保険といえます。

Q2 保険期間はいつまでですか?

A2 今回は令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年で、1年ごとに更新されます。
そのまま加入される場合には、自動継続されますのでお手続きの必要はありません。
加入資格を満たすかぎり、本人、配偶者は更新日時点で年齢70歳6カ月まで継続して加入できます。

Q3 どのような場合に給付金が支払われるのですか?

A3 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院された場合、所定の入院給付金をお支払いします。また、公的医療保険制度（＊1）・先進医療（＊2）の対象となる手術や放射線治療を受けられた場合、手術給付金・放射線治療給付金をお支払いします。

Q4 入院したら入院給付金はいくら支払われますか?

A4 お支払額は入院給付金日額×入院日数です。
なお、1回の入院につき62日分、通算1,095日分が限度です。
※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

Q5 配当金とは?

A5 ご加入者から払込みいただいた1年間の保険料合計と支払給付金額を、1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
加入された方の保険料に応じ還元します。保険期間の中途で脱退され、保障終了となられた方は配当金をお受取りになれませんのでご注意ください。

（＊1）「創傷処理」「皮膚切開術」等一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
（＊2）対象となる先進医療は、厚生労働大臣が定めるものに限ります。また、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

3 入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉

(入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉)

この度、組合員のみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定し「入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉」をご提案させていただきます。この保険は、「病気(ガンを含む)やケガの保障」を希望される方におすすめの保険です。
なお、「病気(ガンを含む)やケガの保障」以外の保障をご希望の場合や、その他ご不明の点がございましたら、お問合せ先までご連絡ください。

【この保険をおすすめする理由】
千葉県庁生活協同組合は、これまでの医療保険の取扱い実績と付帯サービスの充実などを理由とする方針により、アクサ生命保険株式会社の「入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉」をおすすめしております。
※その他、詳しくは千葉県庁生活協同組合のホームページにて、ご確認ください。
取扱募集代理店：千葉県庁生活協同組合

ご存じですか…？

生涯に必要な医療費の約半分が70歳以降にかかっています。

■生涯にかかる医療費の年代別構成割合

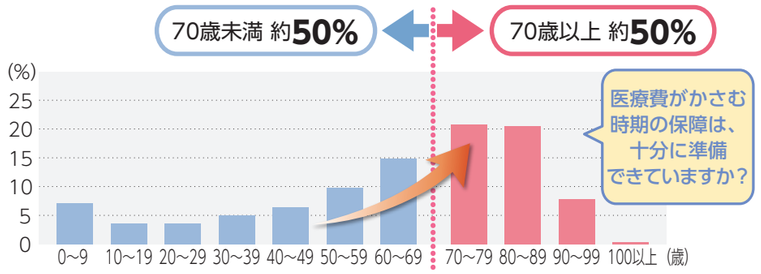

出典：厚生労働省「医療保険に関する基礎資料（平成30年度）
生涯医療費（男女計）」をもとにアクサ生命が作成。

医療保障は老後も見据えた備えが必要です。

入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉は
充実の医療保障で**病気**や**ケガ**のリスクに
一生涯にわたって対応できます。

- 病気・ケガによる入院を一生涯保障!
  ガンによる入院は、何日でも保障!
- 告知事項は3つのみ!ご家族のみのお申込みもできます!
- ご希望にあわせて保険料払込期間が選べます!
  終身払コース、60歳払込コース、65歳払込コースからお選びいただけます。

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ	入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉<主契約> 手術給付特約／手術補完給付特約／先進医療給付特約(12) 生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉 退院後療養給付特約
ガン	ガン化学療法・緩和療養給付特約

ファイナンシャルプランナーからひとこと

1級ファイナンシャルプランニング技能士
山田 圭子先生(県庁生協ライフプラン相談先生)
多くの方が長生きする時代。健康への不安は一生続きます。入院に備えた医療保険は一生涯型が今のスタンダードです。

アクサ メディカル アシスタンス サービス
付帯サービスをご利用いただけます。
詳しくは24ページへ▶

●入院給付金日額5,000円・10,000円からお選びいただけます。入院給付金日額10,000円は、下記金額の2倍の保障内容となります。ただし、無事故割引特則、先進医療給付特約(12)およびガン化学療法・緩和療養給付特約については、入院給付金日額にかかわらず、一律、記載の割合・金額となります。

保障内容 重要

		このようなときにお支払いします		お支払額	終身払コース 入院給付金日額5,000円の場合	60歳払込コース、65歳払込コース 入院給付金日額5,000円の場合	
基本契約	入院 (主契約)	ガン以外の**病気**により**入院**したとき	日帰り入院*1から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき **5,000円**	1日につき **5,000円**	一生涯保障
		ケガにより**入院**したとき	日帰り入院*1から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度			
		ガンにより**入院**したとき	日帰り入院*1から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限			
	死亡 (主契約)	**死亡**したとき		死亡保険金 入院給付金日額×10	死亡保険金はありません	**5万円**	
	保険料を割引 (無事故割引特則)	無事故	判定期間(5年間)内に無事故に該当したとき		1回につき **主契約保険料の10%を割引 最大5回／50%割引**	無事故割引特則は付加できません	
	手術 (手術給付特約) (手術補完給付特約*2)	【手術給付】**手術**を受けたとき(対象となる手術(88種類)*3)	何度でも保障	手術給付金 手術給付金日額*4×40・20・10	手術の種類に応じて、1回につき **20・10・5万円**	手術の種類に応じて、1回につき **20・10・5万円**	
		【手術補完】**手術**または**放射線治療**(新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。	何度でも保障	手術補完給付金 手術補完給付金日額*4×5 放射線治療は60日に1回限度	1回につき **2.5万円**	1回につき **2.5万円**	
	先進医療 (先進医療給付特約(12))	**先進医療**(*5)による療養を受けたとき		先進医療給付金 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき **先進医療にかかる技術料と同額**(*6)		
		先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき		先進医療一時金	1回の療養につき **15万円**	1回の療養につき **15万円**	
プラス 特約	生活習慣病 (生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉)	【対象となる生活習慣病】**生活習慣病**により**入院**したとき 悪性新生物／糖尿病／心疾患／高血圧性疾患／脳血管疾患	日帰り入院*1から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*4×入院日数 1入院120日限度、通算1,095日限度	1日につき **5,000円**	1日につき **5,000円**	一生涯保障
特約	退院後療養 (退院後療養給付特約)	**退院**(主契約の生存して)したとき		入院給付金の支払われる入院をし、その退院時にいるとき)	退院後療養給付金 退院後療養給付金日額*4×5 通算10回限度	1回につき **25,000円**	1回につき **25,000円**	一生涯保障
特約	ガンの治療 (ガン化学療法・緩和療養給付特約)	**ガン**に治療)を受けたとき	入院しなくても保障	特約化学療法給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき **5万円**	ガン化学療法・緩和療養給付特約は付加できません	10年間保障します(90歳まで自動更新) 90歳以降は一生涯保障
		ガンによる疼痛(とうつう)などのために**緩和ケア**を受けたとき	入院しなくても保障	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき **5万円**		

＊1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
＊2 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
＊3 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
＊4 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。
＊5 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
＊6 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。
※先進医療給付特約(12)は、「ガン治療保険」に「ガン先進医療給付特約(12)」を付加して同時にお申込みをされる場合、および、現在ご契約されている保険に「先進医療給付特約(12)」「ガン先進医療給付特約(12)」などが付加されている場合は、重複して付加することはできません。

保険金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

月払保険料表（集団扱）

重 要 入院給付金日額5,000円の場合

終身払コース 保険期間・保険料払込期間：終身（ガン化学療法・緩和療養給付特約は保険期間・保険料払込期間：10年（90歳まで自動更新。90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。））

60歳払込コース 保険期間：終身・保険料払込期間：60歳
65歳払込コース 保険期間：終身・保険料払込期間：65歳

●入院給付金日額10,000円の場合の保険料について
・基本契約は、下記の保険料から先進医療給付特約（12）の保険料（110円）を引いた金額を2倍にし、先進医療給付特約（12）の保険料（110円）を足してください。（先進医療給付特約(12)の保険料は、入院給付金日額5,000円・10,000円にかかわらず、全年齢男女一律110円です。）
・生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉および退院後療養給付特約の保険料は、2倍にしてください。
・ガン化学療法・緩和療養給付特約は、入院給付金日額5,000円・10,000円にかかわらず、一律記載の金額です。

（令和4年2月現在、単位：円）

契約年齢（歳）	基本契約 男性	基本契約 男性 無事故割引回数5回到達後	基本契約 女性	基本契約 女性 無事故割引回数5回到達後	特約 生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉 男性	特約 生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉 女性	特約 退院後療養給付特約 男性	特約 退院後療養給付特約 女性	特約 ガン化学療法・緩和療養給付特約 男性	特約 ガン化学療法・緩和療養給付特約 女性
0	1,275	(828)	1,310	(850)	–	–	190	195	–	–
1	1,270	(828)	1,305	(850)	–	–	190	200	–	–
2	1,270	(833)	1,300	(848)	–	–	190	200	–	–
3	1,260	(828)	1,295	(848)	155	125	190	205	–	–
4	1,260	(830)	1,300	(853)	165	135	195	210	–	–
5	1,265	(835)	1,315	(865)	170	140	195	210	110	110
6	1,275	(845)	1,330	(875)	175	145	200	215	110	110
7	1,290	(855)	1,355	(893)	185	155	200	215	110	115
8	1,310	(870)	1,380	(908)	190	160	200	220	115	115
9	1,330	(883)	1,405	(925)	200	170	205	225	115	120
10	1,525	(1,070)	1,635	(1,148)	210	170	205	230	120	120
11	1,555	(1,090)	1,670	(1,173)	220	180	210	235	125	125
12	1,585	(1,110)	1,705	(1,195)	230	190	210	235	130	130
13	1,615	(1,130)	1,740	(1,220)	245	200	215	240	135	140
14	1,650	(1,155)	1,770	(1,240)	255	210	220	245	140	145
15	1,685	(1,178)	1,805	(1,265)	270	220	220	250	145	150
16	1,710	(1,193)	1,835	(1,285)	285	230	225	260	155	160
17	1,745	(1,215)	1,870	(1,310)	295	240	230	265	160	165
18	1,780	(1,238)	1,905	(1,335)	310	255	235	270	165	170
19	1,810	(1,258)	1,940	(1,358)	325	270	235	275	170	180
20	1,845	(1,280)	1,980	(1,385)	340	280	240	285	170	190
21	1,895	(1,315)	2,015	(1,413)	360	290	245	285	175	205
22	1,935	(1,340)	2,050	(1,435)	380	305	250	295	180	225
23	1,970	(1,363)	2,090	(1,465)	400	325	255	300	185	245
24	2,010	(1,388)	2,125	(1,488)	420	340	260	310	185	265
25	2,060	(1,420)	2,160	(1,513)	440	360	270	315	190	285
26	2,105	(1,450)	2,195	(1,538)	465	380	275	320	200	315
27	2,150	(1,478)	2,220	(1,553)	495	400	280	320	205	345
28	2,200	(1,508)	2,260	(1,580)	515	415	285	325	215	380
29	2,245	(1,535)	2,285	(1,598)	545	435	290	325	225	410
30	2,295	(1,565)	2,320	(1,623)	575	460	300	330	245	455
31	2,350	(1,600)	2,355	(1,648)	610	485	305	335	260	495
32	2,400	(1,630)	2,380	(1,665)	640	510	315	335	285	540
33	2,465	(1,670)	2,420	(1,693)	680	530	325	340	305	590
34	2,525	(1,708)	2,460	(1,720)	720	560	335	345	335	640
35	2,580	(1,740)	2,500	(1,745)	755	590	345	350	365	695

契約年齢（歳）	基本契約 男性	基本契約 男性 無事故割引回数5回到達後	基本契約 女性	基本契約 女性 無事故割引回数5回到達後	特約 生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉 男性	特約 生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉 女性	特約 退院後療養給付特約 男性	特約 退院後療養給付特約 女性	特約 ガン化学療法・緩和療養給付特約 男性	特約 ガン化学療法・緩和療養給付特約 女性
36	2,650	(1,783)	2,545	(1,775)	795	625	355	350	400	750
37	2,710	(1,818)	2,595	(1,810)	840	650	365	355	435	815
38	2,785	(1,865)	2,645	(1,843)	880	685	375	360	475	875
39	2,855	(1,908)	2,705	(1,883)	930	720	385	365	515	940
40	2,930	(1,953)	2,760	(1,918)	975	755	400	370	565	995
41	3,010	(2,003)	2,830	(1,965)	1,035	795	405	375	615	1,055
42	3,100	(2,060)	2,885	(2,000)	1,085	835	420	385	670	1,105
43	3,180	(2,110)	2,955	(2,045)	1,150	870	435	390	735	1,165
44	3,265	(2,160)	3,035	(2,098)	1,210	915	450	395	800	1,210
45	3,355	(2,215)	3,115	(2,150)	1,275	960	465	400	870	1,260
46	3,445	(2,270)	3,195	(2,203)	1,340	1,005	480	405	955	1,305
47	3,550	(2,338)	3,275	(2,253)	1,410	1,060	500	415	1,045	1,340
48	3,650	(2,400)	3,360	(2,305)	1,480	1,110	515	425	1,135	1,375
49	3,745	(2,455)	3,445	(2,360)	1,555	1,165	535	430	1,235	1,410
50	3,860	(2,528)	3,540	(2,423)	1,640	1,215	560	440	1,330	1,435
51	3,965	(2,593)	3,635	(2,483)	1,720	1,275	585	455	1,435	1,460
52	4,085	(2,668)	3,735	(2,545)	1,810	1,330	610	465	1,540	1,480
53	4,210	(2,745)	3,835	(2,610)	1,905	1,395	630	475	1,650	1,500
54	4,335	(2,820)	3,950	(2,683)	2,000	1,455	660	490	1,760	1,520
55	4,480	(2,910)	4,065	(2,758)	2,100	1,525	685	505	1,875	1,540
56	4,630	(3,003)	4,175	(2,828)	2,200	1,590	715	515	1,990	1,565
57	4,775	(3,090)	4,305	(2,910)	2,305	1,665	740	530	2,110	1,590
58	4,930	(3,185)	4,435	(2,993)	2,410	1,745	770	550	2,230	1,615
59	5,095	(3,288)	4,560	(3,070)	2,520	1,825	795	570	2,365	1,645
60	5,260	(3,390)	4,705	(3,163)	2,640	1,915	825	585	2,500	1,665
61	5,425	(3,490)	4,850	(3,253)	2,760	2,005	850	605	2,645	1,695
62	5,600	(3,598)	5,010	(3,353)	2,890	2,110	870	625	2,795	1,725
63	5,785	(3,713)	5,175	(3,455)	3,025	2,210	895	640	2,945	1,750
64	5,955	(3,815)	5,340	(3,555)	3,160	2,320	925	660	3,095	1,775
65	6,150	(3,935)	5,520	(3,665)	3,305	2,440	950	680	3,235	1,800
66	6,350	(4,055)	5,700	(3,770)	3,450	2,565	975	700	3,370	1,825
67	6,545	(4,173)	5,885	(3,880)	3,595	2,690	1,010	720	3,505	1,845
68	6,755	(4,298)	6,070	(3,988)	3,750	2,835	1,040	740	3,620	1,860
69	6,965	(4,420)	6,250	(4,090)	3,915	2,980	1,070	755	3,705	1,865
70	7,190	(4,550)	6,445	(4,203)	4,090	3,135	1,090	770	3,755	1,850

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※基本契約の保険料には、主契約、手術給付特約、手術補完給付特約、先進医療給付特約（12）の保険料が含まれています。（手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。したがって、契約年齢0歳から9歳までの基本契約の保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません。）
※終身払コースのガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。（例：30歳男性がガン化学療法・緩和療養給付特約（保険料245円）を付加された場合、40歳で更新される際のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料は、565円となります。なお、この更新後の保険料は令和4年2月現在の保険料率で計算しております。）

●入院給付金日額 10,000 円の場合の保険料について
・基本契約は、下記の保険料から先進医療給付特約（12）の保険料を引いた金額を 2 倍にし、先進医療給付特約（12）の保険料を足してください。（先進医療給付特約(12)の保険料は、入院給付金日額 5,000 円・10,000 円にかかわらず、記載の金額です。）
・生活習慣病入院給付特約（09）〈120 日型・Ⅱ型〉および退院後療養給付特約の保険料は、2 倍にしてください。

（令和4年2月現在、単位：円）

契約年齢（歳）	基本契約 60歳払込コース 男性	基本契約 60歳払込コース 先進医療給付特約(12)	基本契約 60歳払込コース 女性	基本契約 60歳払込コース 先進医療給付特約(12)	基本契約 65歳払込コース 男性	基本契約 65歳払込コース 先進医療給付特約(12)	基本契約 65歳払込コース 女性	基本契約 65歳払込コース 先進医療給付特約(12)	特約 生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉 60歳払込コース 男性	特約 生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉 60歳払込コース 女性	特約 生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉 65歳払込コース 男性	特約 生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉 65歳払込コース 女性	特約 退院後療養給付特約 60歳払込コース 男性	特約 退院後療養給付特約 60歳払込コース 女性	特約 退院後療養給付特約 65歳払込コース 男性	特約 退院後療養給付特約 65歳払込コース 女性
0	1,217	(117)	1,278	(118)	1,165	(115)	1,215	(115)	—	—	—	—	205	215	200	210
1	1,223	(118)	1,278	(118)	1,165	(115)	1,216	(116)	—	—	—	—	210	220	200	215
2	1,223	(118)	1,289	(119)	1,166	(116)	1,226	(116)	—	—	—	—	210	225	205	215
3	1,234	(119)	1,304	(119)	1,166	(116)	1,227	(117)	215	195	190	170	215	230	205	220
4	1,239	(119)	1,315	(120)	1,177	(117)	1,242	(117)	225	205	200	180	215	230	210	225
5	1,255	(120)	1,331	(121)	1,187	(117)	1,262	(117)	240	215	210	190	220	235	210	230
6	1,276	(121)	1,361	(121)	1,202	(117)	1,288	(118)	250	230	220	200	225	240	215	230
7	1,301	(121)	1,397	(122)	1,223	(118)	1,318	(118)	265	240	235	210	225	245	215	235
8	1,327	(122)	1,438	(123)	1,248	(118)	1,344	(119)	275	255	245	220	230	250	220	240
9	1,358	(123)	1,473	(123)	1,274	(119)	1,379	(119)	285	270	260	235	235	260	225	245
10	1,599	(124)	1,764	(124)	1,504	(119)	1,655	(120)	305	280	270	245	240	265	225	250
11	1,644	(124)	1,815	(125)	1,540	(120)	1,701	(121)	320	295	285	260	245	270	230	255
12	1,685	(125)	1,870	(125)	1,571	(121)	1,741	(121)	335	310	295	275	250	280	235	265
13	1,730	(125)	1,926	(126)	1,616	(121)	1,777	(122)	355	330	310	285	255	285	240	270
14	1,781	(126)	1,977	(127)	1,652	(122)	1,828	(123)	375	345	330	300	260	290	245	275
15	1,832	(127)	2,033	(128)	1,698	(123)	1,873	(123)	400	365	345	315	265	295	250	285
16	1,883	(128)	2,094	(129)	1,733	(123)	1,929	(124)	415	390	365	335	270	305	255	285
17	1,940	(130)	2,156	(131)	1,784	(124)	1,980	(125)	440	405	385	355	280	315	260	295
18	1,996	(131)	2,212	(132)	1,830	(125)	2,035	(125)	465	430	405	375	285	325	265	305
19	2,057	(132)	2,289	(134)	1,885	(125)	2,091	(126)	495	455	425	395	290	335	270	315
20	2,114	(134)	2,355	(135)	1,931	(126)	2,137	(127)	520	485	450	415	295	350	280	325
21	2,186	(136)	2,432	(137)	1,992	(127)	2,198	(128)	550	515	480	435	305	360	285	335
22	2,257	(137)	2,509	(139)	2,048	(128)	2,259	(129)	585	540	505	465	315	375	285	345
23	2,334	(139)	2,585	(140)	2,105	(130)	2,321	(131)	620	575	530	490	325	390	295	355
24	2,406	(141)	2,668	(143)	2,166	(131)	2,392	(132)	655	610	565	515	335	400	305	365
25	2,498	(143)	2,760	(145)	2,227	(132)	2,463	(133)	700	645	600	545	350	410	315	375
26	2,580	(145)	2,847	(147)	2,304	(134)	2,520	(135)	740	685	630	580	360	420	325	385
27	2,683	(148)	2,944	(149)	2,380	(135)	2,592	(137)	790	730	670	615	375	430	335	395
28	2,780	(150)	3,036	(151)	2,452	(137)	2,664	(139)	840	770	715	645	390	440	345	400
29	2,883	(153)	3,139	(154)	2,534	(139)	2,735	(140)	890	825	755	685	400	455	360	405
30	3,006	(156)	3,243	(158)	2,621	(141)	2,813	(143)	955	875	805	730	420	465	370	415
31	3,124	(159)	3,361	(161)	2,713	(143)	2,895	(145)	1,015	935	855	770	435	480	385	425
32	3,258	(163)	3,485	(165)	2,815	(145)	2,982	(147)	1,085	995	910	820	455	495	400	435
33	3,407	(167)	3,614	(169)	2,923	(148)	3,069	(149)	1,165	1,065	970	870	480	510	410	445
34	3,561	(171)	3,768	(173)	3,035	(150)	3,182	(152)	1,240	1,135	1,030	925	500	525	430	455
35	3,725	(175)	3,928	(178)	3,153	(153)	3,290	(155)	1,330	1,210	1,095	980	520	545	445	470
36	3,905	(180)	4,103	(183)	3,286	(156)	3,408	(158)	1,425	1,300	1,165	1,050	550	565	465	480
37	4,111	(186)	4,304	(189)	3,424	(159)	3,546	(161)	1,530	1,395	1,240	1,115	575	585	485	495
38	4,327	(192)	4,525	(195)	3,578	(163)	3,695	(165)	1,640	1,500	1,320	1,190	610	610	505	510
39	4,563	(198)	4,762	(202)	3,732	(167)	3,845	(170)	1,765	1,610	1,410	1,270	640	635	525	525
40	4,831	(206)	5,040	(210)	3,906	(171)	4,023	(173)	1,895	1,735	1,505	1,355	675	665	550	545
41	5,130	(215)	5,338	(218)	4,100	(175)	4,218	(178)	2,050	1,875	1,610	1,445	720	700	580	565
42	5,458	(223)	5,683	(228)	4,306	(181)	4,424	(184)	2,225	2,025	1,725	1,545	760	740	610	590
43	5,819	(234)	6,064	(239)	4,537	(187)	4,660	(190)	2,415	2,200	1,850	1,655	815	780	635	615
44	6,236	(246)	6,491	(251)	4,773	(193)	4,906	(196)	2,625	2,390	1,990	1,775	870	830	675	635
45	6,700	(260)	6,980	(265)	5,044	(199)	5,188	(203)	2,865	2,610	2,135	1,910	940	880	715	670
46	7,235	(275)	7,542	(282)	5,348	(208)	5,502	(212)	3,135	2,860	2,300	2,060	1,015	945	755	705
47	7,843	(293)	8,191	(301)	5,682	(217)	5,850	(220)	3,455	3,150	2,475	2,225	1,105	1,015	810	740
48	8,545	(315)	8,948	(323)	6,051	(226)	6,236	(231)	3,820	3,490	2,680	2,410	1,205	1,100	860	780
49	9,390	(340)	9,844	(349)	6,458	(238)	6,672	(242)	4,245	3,895	2,905	2,615	1,330	1,200	925	830
50	10,371	(371)	10,894	(379)	6,920	(250)	7,166	(256)	4,750	4,365	3,155	2,845	1,480	1,325	995	885
51	11,588	(408)	12,204	(419)	7,454	(264)	7,731	(271)	5,380	4,940	3,445	3,110	1,660	1,475	1,080	950
52	13,115	(455)	13,843	(468)	8,062	(282)	8,378	(288)	6,165	5,660	3,780	3,410	1,885	1,660	1,175	1,020
53	15,081	(516)	15,956	(531)	8,777	(302)	9,144	(309)	7,175	6,585	4,165	3,755	2,180	1,905	1,285	1,105
54	17,713	(598)	18,760	(615)	9,626	(326)	10,034	(334)	8,500	7,815	4,620	4,165	2,565	2,230	1,410	1,210
55	21,362	(712)	22,673	(733)	10,604	(354)	11,083	(363)	10,340	9,535	5,140	4,650	3,100	2,685	1,555	1,330
56	—	—	—	—	11,839	(389)	12,384	(399)	—	—	5,780	5,255	—	—	1,740	1,480
57	—	—	—	—	13,358	(433)	14,015	(445)	—	—	6,575	6,005	—	—	1,965	1,670
58	—	—	—	—	15,310	(490)	16,115	(505)	—	—	7,585	6,970	—	—	2,245	1,915
59	—	—	—	—	17,891	(566)	18,904	(584)	—	—	8,930	8,260	—	—	2,615	2,240
60	—	—	—	—	21,458	(673)	22,780	(695)	—	—	10,785	10,045	—	—	3,125	2,690

ご契約のお取扱い 重要

1 ご契約日・保障が始まる日（責任開始期）

●ご契約日：令和４年10月１日
●保障が始まる日（責任開始期）：【在職組合員】第１回保険料を給与から控除した日（令和４年９月21日）
：【退職組合員】第１回保険料が口座から振り替えられた日（令和４年９月12日）
・このご契約には、集団扱特約条項で定める「第１回保険料を集団から払い込む場合の特則」が適用されますので、第１回保険料を給与から控除した日（口座から振り替えられた日）より保険契約上の責任（保障）が開始されます。（「保険料の払込」参照）
※保険料は原則として毎月給与（口座振替）からお払込みいただきます。
※第１回保険料の口座振替ができなかった場合、保障は開始されません。

2 お申込み資格

●千葉県庁生活協同組合の組合員、および組合員と同居または生計を一にする家族（配偶者・こども・父母）で、ご契約日における満年齢が下記の方とします。
終身払コース：０歳から満70歳までの方　60歳払込コース：０歳から満55歳までの方　65歳払込コース：０歳から満60歳までの方
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

3 取扱範囲

●「入院給付金日額 5,000 円」「入院給付金日額 10,000 円」からお選びください。
※手術補完給付特約は、契約年齢９歳以下の方には付加されません。
※契約年齢14歳以下の方は「入院給付金日額 10,000 円」のご契約はできません。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

4 特約の付加

●終身払コース
生活習慣病入院給付特約（09）〈120 日型・Ⅱ型〉、退院後療養給付特約、ガン化学療法・緩和療養給付特約をそれぞれ任意で付加できます。
※生活習慣病入院給付特約（09）〈120 日型・Ⅱ型〉は契約年齢２歳以下の方、ガン化学療法・緩和療養給付特約は契約年齢４歳以下の方は付加できません。
●60歳払込コース・65歳払込コース
生活習慣病入院給付特約（09）〈120 日型・Ⅱ型〉、退院後療養給付特約をそれぞれ任意で付加できます。
※生活習慣病入院給付特約（09）〈120 日型・Ⅱ型〉は契約年齢２歳以下の方は付加できません。

5 告知について

●ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
イ. 申込日より過去１年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか
ウ. 申込日現在、妊娠していますか
〈以下の告知については、「終身払コース」のガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ〉
エ. 今までに、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
または、過去２年以内に上皮内新生物（上皮内ガン）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※「継続して10日以上の入院」とは、１日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。
※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などされたときでも責任開始期からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

6 保険期間および保険料払込期間

●終身払コース
保険期間および保険料払込期間は終身です。ただし、ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。
※ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約は自動的に更新されます。（更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。）
※更新後のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してガン化学療法・緩和療養給付特約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてガン化学療法・緩和療養給付特約は自動的に更新されます。
※給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。
●60歳払込コース
保険期間は終身、保険料払込期間は60歳です。
●65歳払込コース
保険期間は終身、保険料払込期間は65歳です。

7 保険料の払込

●保険料は、集団扱月払とします。
【在職組合員】毎月の給与（21日）から控除します。（第１回保険料は令和４年９月21日の給与から控除します。）
【退職組合員】ご指定いただいた金融機関口座から毎月12日に振り替えます。（第１回保険料は令和４年９月12日に口座から振り替えます。）
※金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

8 代理請求特約について

●ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の保険金などの受取人が保険金などを請求できない所定の事情があるときに、保険金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、保険金などを請求することができます。

①死亡保険金の受取人
②被保険者の戸籍上の配偶者（①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）
③被保険者の3親等以内の親族（①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

9 その他のお取扱い

●35～36ページの「その他のお取扱い」、39～40ページの「退職後のお取扱い」も必ずご覧ください。

アクサ生命のデジタル約款のご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
①アクサ生命のホームページ（www.axa.co.jp/）へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」はご契約日が2014年１月１日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、お問合せ先までご連絡ください。

終身払コース：手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約（12）・死亡保険金不担保特約（入院保障保険（終身型09）用）・無事故割引特則付入院保障保険（終身型09）〈60日型〉
60歳払込コース：手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約（12）付入院保障保険（終身型09）〈60日型〉
65歳払込コース：手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約（12）付入院保障保険（終身型09）〈60日型〉

無事故割引特則について（終身払コース）

5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、以後の**主契約の保険料を10%ずつ割引き**ます。
主契約の保険料が最大で50%割引となります。

「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

●主契約の**災害入院給付金のお支払いがないか**、または**災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合**。
●主契約の**疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか**、または**疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合**。
※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあらためます。

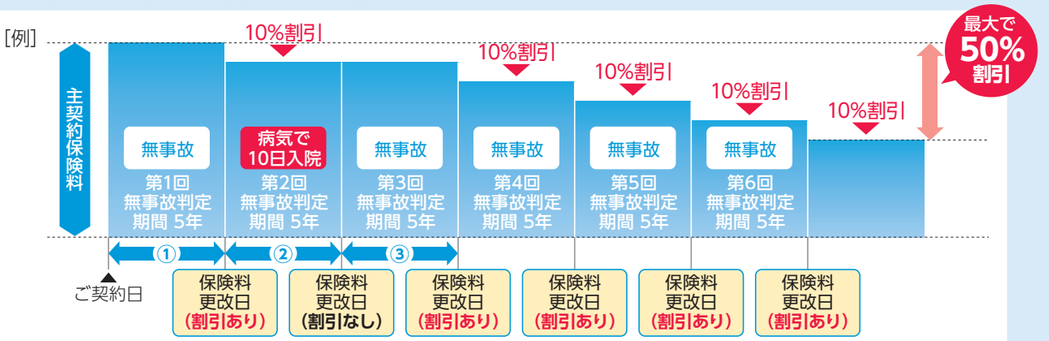

①第1回無事故判定期間で無事故に該当するので第2回無事故判定期間（②）の保険料を割引きます。（割引回数は1回となります。）
②第2回無事故判定期間で無事故に該当しない入院があったため、第3回無事故判定期間（③）の保険料は第2回無事故判定期間の保険料と同額の保険料となります。（割引回数は1回のままです。）以降、無事故に該当すれば、5回を限度に保険料を割引きます。

入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉は
以下の告知項目がすべて「いいえ」であれば、お申込みいただけます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院、または入院か手術をすすめられていますか

イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか

ウ. 申込日現在、妊娠していますか

〈以下の告知については、「終身払コース」のガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ〉

エ. 今までに、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
または、過去2年以内に上皮内新生物（上皮内ガン）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか

※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※告知については、21ページの「ご契約のお取扱い」の「告知について」も必ずお読みください。

ご注意 給付金などのお支払いについて

給付金などのお支払いは、責任開始期*1以後に発生した所定の不慮の事故または発病*2された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。

ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。

ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

*1 責任開始期とは、ご契約上の保障（責任）が開始される時期をいいます。

*2 発病とは、具体的に以下のような場合をいいます。

①その入院・手術などの治療の原因となった疾病（これと医学上重要な関係があるとアクサ生命が認めた疾病を含む）の治療を受けていたとき
②その入院・手術などの治療の原因となった疾病と関連のある異常（要精密検査・要観察なども含む）を診察・検査など（健康診断・人間ドックも含む）で指摘されていたとき
③その入院・手術などの治療の原因となった疾病と関連ある症状や徴候などの存在が客観的に認められたとき

お支払いできる場合

ご契約の**責任開始期以後**に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合

発病 → 責任開始期 → 入院

○ 責任開始期以後の発病による入院のため **お支払いします。**

ご契約の**責任開始期前**に発病した「椎間板ヘルニア」により**責任開始期から2年を経過して入院**を開始された場合

発病（責任開始期から2年）→ 責任開始期 → 入院

○ 責任開始期から2年を経過して開始した入院のため **お支払いします。**

責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院したときでも、責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。ただし、告知などによっては給付金などをお支払いできない場合があります。

ご注意 お支払いできない場合

ご契約の**責任開始期前**に発病した「椎間板ヘルニア」により**責任開始期から2年以内に入院**を開始された場合

発病（責任開始期から2年）→ 責任開始期 → 入院

× 責任開始期前より治療を受けていた入院のため、 **お支払いできません。**

※上記は、給付金などのお支払いについてご説明するために代表的な事例をあげたものです。
お客さまご自身のご契約のお取扱いに関しては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

アクサ メディカル アシスタンス サービス

アクサメディカルアシスタンスサービスのご案内

無料でご利用いただけます。 ※郵送検査キットによる血液検査サービスについては優待価格でのご提供となります。

対象保険商品：入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉　ガン治療保険
※県庁生協の以下の医療保険に現在ご契約している方もご利用いただけます！
80歳型、終身I型、終身II型、終身型、入院保障保険（終身型）、入院保障保険（終身型 09）、新医療保険

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。

●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

24時間365日、PCやスマートフォンから文章や写真で相談できる、オンライン健康相談サービス

オンライン健康相談（Doctors Me）

健康・医療 / 薬のこと / 歯の健康 / 栄養バランス / ペットのこと

医師、薬剤師、歯科医師、栄養士、獣医師。
各分野に精通した専門家がお応えします。
匿名で相談できるので聞きづらいこともお気軽に！

24時間365日、医師・保健師・看護師などのスタッフに健康・医療・育児・メンタルヘルスなどの相談ができる、電話サービス

24時間電話健康相談サービス

健康・医療 / 育児 / メンタルヘルス / 夜間・休日の医療機関情報 / 専門窓口別医療機関情報

セカンドオピニオンのご提供などで最適な治療の選択をサポート

セカンドオピニオンサービス

総合相談医（経験豊かな専門医）による セカンドオピニオン

▼総合相談医の判断により▼

無料で紹介状を作成し 優秀専門臨床医を紹介

優秀糖尿病臨床医の紹介などで糖尿病の早期発見・早期治療・重症化防止をサポート

糖尿病サポートサービス

糖尿病の相談サービス

▼必要に応じて▼

優秀糖尿病臨床医紹介サービス

糖尿病の専門医療機関案内サービス

例えば、脳梗塞にかかりリハビリテーションや介護が必要になったら…ご本人やご家族の不安・疑問にお応えします

介護・リハビリサポートサービス

介護・リハビリサポート ハンドブックのご提供

介護電話相談サービス

リハビリ病院・介護施設 情報提供サービス

最近もの忘れが多くなったような気がする…

病院で検査するほどでもないと思うのだが…

あたまの健康チェック®

認知機能の変化に早めに気づいて対応するための簡易なチェックツール。
ご自身の**認知機能の状態を約10分で確認**することができます！

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キット　優待価格

郵送検査キットによる血液検査サービス

糖尿病検査キット / 生活習慣病+糖尿病検査キット / ピロリ菌検査キット

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キットで、糖尿病や生活習慣病、ピロリ菌感染などの検査ができます。

ご利用になれる方はサービスにより異なります。

サービス	ご利用になれる方			
オンライン健康相談（Doctors Me）	対象保険商品の	ご契約者さま	被保険者さま	ご家族
24時間電話健康相談サービス	対象保険商品の	———	被保険者さま	同居のご家族
セカンドオピニオンサービス 糖尿病サポートサービス	対象保険商品の	———	被保険者さま	———
介護・リハビリサポートサービス	対象保険商品の	———	被保険者さま	ご家族*
			*「あたまの健康チェック®」は被保険者さまと同居のご家族	
郵送検査キットによる血液検査サービス	アクサ生命の個人保険商品の	ご契約者さま	被保険者さま	ご家族

※各サービスの最新の内容やサービス提供会社名は、アクサ生命ホームページにてご確認いただくか、カスタマーサービスセンター（TEL：03-6757-0310 受付時間：9:00 ～ 17:00　土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）までお問合わせください。
※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。　※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

4 ガン治療保険
（上皮内新生物治療給付特約付ガン治療保険（無解約払いもどし金型））

この度、組合員のみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定し「ガン治療保険」をご提案させていただきます。この保険は、「ガンの保障」を希望される方におすすめの保険です。
なお、「ガンの保障」以外の保障をご希望の場合や、その他ご不明の点がございましたら、お問合せ先までご連絡ください。

【この保険をおすすめする理由】
千葉県庁生活協同組合は、これまでのガン保険の取扱い実績と付帯サービスの充実などを理由とする方針により、アクサ生命保険株式会社の「ガン治療保険」をおすすめしております。
※その他、詳しくは千葉県庁生活協同組合のホームページにて、ご確認ください。
取扱募集代理店：千葉県庁生活協同組合

「早く退院して、通院で継続治療」というスタイルが増えてきています。

がんによる入院日数は著しく短期化している一方で、入院しなくても受けられるがん治療が増加しています。

たとえば
- 化学療法（抗がん剤治療）▶ 厚生労働省も外来化学療法を推進。
- 手　術 ▶ 身体へのダメージが小さい術式（鏡視下手術など）が普及。

■退院患者の平均入院日数（悪性新生物〈がん〉）*1

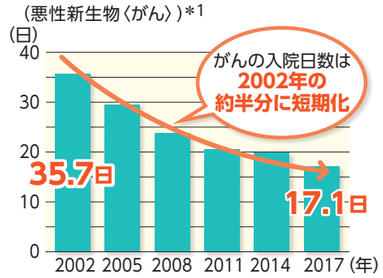

■通院（外来）による化学療法の実施件数*2

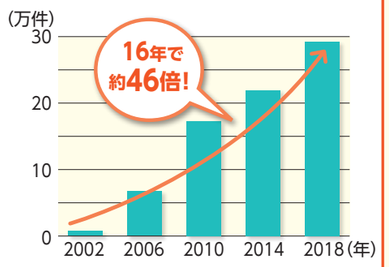

*1 出典：厚生労働省「患者調査（2002年～2017年）」
*2 出典：厚生労働省「社会医療診療行為別統計（2002年～2018年）」
※診療報酬における外来化学療法加算の算定回数（各年の6月に審査された1ヵ月分の件数）

変化するガン治療のカタチに対応した千葉県庁生協のガン治療保険。さまざまなガン治療をしっかり保障します。

- ガンの主な治療方法、「手術」「放射線治療」「化学療法（抗がん剤治療）」を保障！「手術」・「放射線治療」は上皮内ガンも保障します。
- ガンによる疼痛（とうつう）などの緩和を目的とした「緩和ケア（緩和療養）」を保障！
- 待ち期間がなく、ご契約時からすぐに保障が始まります。

※待ち期間とはご契約日（責任開始期）以後であっても保障されない期間をいいます。

ファイナンシャルプランナーからひとこと

1級ファイナンシャルプランニング技能士
山田 圭子先生（県庁生協ライフプラン相談先生）
日々進化するがん治療。その治療に対応できるガン保険は、日本人の多くがかかるガンへの備えとして効果的です。

アクサ メディカル アシスタンス サービス
付帯サービスをご利用いただけます。
詳しくは24ページへ▶

保障内容 重要

			このようなときにお支払いします			お支払額	基本給付金額5万円の場合	基本給付金額10万円の場合
基本プラン	ガン治療（主契約）		ガンにより手術を受けたとき	何度でも保障	入院しなくても保障	ガン手術給付金 基本給付金額×2	1回につき 10万円	1回につき 20万円
			ガンにより以下の手術を受けたとき*1（食道、胃、小腸、肛門の切除術／結腸、直腸、および全摘出術）	何度でも保障	入院しなくても保障	ガン特定手術サポート給付金 基本給付金額×2	1回につき 10万円	1回につき 20万円
			ガンにより放射線治療を受けたとき	60日に1回を限度として何度でも保障	入院しなくても保障	ガン放射線治療給付金 基本給付金額×2 60日に1回限度	1回につき 10万円	1回につき 20万円
			ガンにより化学療法（抗がん剤治療）を受けたとき		入院しなくても保障	化学療法給付金 基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円	1回につき 10万円
			ガンによる疼痛緩和ケアを 痛などの緩和のために受けたとき		入院しなくても保障	緩和療養給付金 基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円	1回につき 10万円
	上皮内新生物（上皮内新生物治療給付特約*2）		上皮内ガン により手術を受けたとき	何度でも保障	入院しなくても保障	上皮内新生物手術給付金 特約基本給付金額×2	1回につき 10万円	1回につき 20万円
			上皮内ガン により放射線治療を受けたとき	60日に1回を限度として何度でも保障	入院しなくても保障	上皮内新生物放射線治療給付金 特約基本給付金額×2 60日に1回限度	1回につき 10万円	1回につき 20万円
プラス	特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。（任意付加） ご注意ください 「入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉」と同時にお申込みをされる場合、および、現在ご契約されている医療保険に「先進医療給付特約（12）」などが付加されている場合は、重複して付加することはできません。							
特約	ガン先進医療（ガン先進医療給付特約（12））		ガンにより先進医療*3による療養を受けたとき		入院しなくても保障	ガン先進医療給付金 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*4	
			ガン先進医療療養を受けたとき	療給付金が支払われるとき	入院しなくても保障	ガン先進医療一時金	1回の療養につき 15万円	

10年間保障します（90歳まで自動更新）…90歳以降は一生涯保障

*1 ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。
*2 上皮内新生物治療給付特約は、あらかじめ主契約に付加されます。
*3 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
*4 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。
※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に診断確定された所定のガンまたは所定の上皮内新生物を直接の原因とした場合に限ります。

給付金などのお　支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

ガン　ガン治療保険（無解約払いもどし金型）<主契約>
上皮内新生物治療給付特約／ガン先進医療給付特約（12）

月払保険料表（集団扱）

重 要

基本給付金額10万円の場合

保険期間・保険料払込期間：10年

●基本給付金額5万円の場合の保険料について
基本給付金額5万円の場合の保険料は、下記の保険料を1/2倍にした金額となります。ただし、ガン先進医療給付特約（12）の保険料は、基本給付金額5万円・10万円にかかわらず、一律、記載の金額となります。
※月払保険料が1,000円未満となるご契約はお取扱いできません。

（令和4年2月現在、単位:円）

契約年齢	基本プラン 男性	基本プラン 女性	特約 ガン先進医療給付特約（12） 男女共通
5歳	1,040	1,050	64（全年齢男女共通）
6歳	1,040	1,050	
7歳	1,040	1,060	
8歳	1,040	1,060	
9歳	1,040	1,060	
10歳	1,040	1,070	
11歳	1,040	1,080	
12歳	1,040	1,090	
13歳	1,040	1,090	
14歳	1,050	1,100	
15歳	1,050	1,110	
16歳	1,060	1,120	
17歳	1,060	1,120	
18歳	1,070	1,130	
19歳	1,070	1,140	
20歳	1,080	1,150	
21歳	1,080	1,170	
22歳	1,080	1,180	
23歳	1,090	1,200	
24歳	1,090	1,230	
25歳	1,100	1,260	
26歳	1,100	1,290	
27歳	1,110	1,340	
28歳	1,120	1,390	
29歳	1,140	1,460	
30歳	1,160	1,520	
31歳	1,190	1,600	
32歳	1,230	1,690	
33歳	1,260	1,790	
34歳	1,320	1,900	
35歳	1,380	2,010	
36歳	1,450	2,150	
37歳	1,510	2,280	
38歳	1,600	2,430	
39歳	1,680	2,590	
40歳	1,760	2,740	
41歳	1,850	2,890	64（全年齢男女共通）
42歳	1,950	3,050	
43歳	2,030	3,200	
44歳	2,140	3,350	
45歳	2,240	3,500	
46歳	2,370	3,630	
47歳	2,490	3,770	
48歳	2,630	3,880	
49歳	2,800	4,000	
50歳	2,990	4,090	
51歳	3,200	4,190	
52歳	3,440	4,260	
53歳	3,710	4,330	
54歳	3,990	4,400	
55歳	4,290	4,460	
56歳	4,620	4,510	
57歳	4,960	4,560	
58歳	5,340	4,600	
59歳	5,710	4,640	
60歳	6,110	4,660	
61歳	6,510	4,680	
62歳	6,940	4,690	
63歳	7,360	4,690	
64歳	7,760	4,690	
65歳	8,120	4,690	
66歳	8,470	4,690	
67歳	8,780	4,700	
68歳	9,050	4,700	
69歳	9,270	4,700	
70歳	9,440	4,700	
71歳	9,550	4,700	
72歳	9,600	4,700	
73歳	9,600	4,700	
74歳	9,610	4,700	
75歳	9,610	4,700	

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※基本プランの保険料には、主契約、上皮内新生物治療給付特約の保険料が含まれています。基本プランの保険料のうち、上皮内新生物治療給付特約の保険料は、基本給付金額10万円では全年齢男女一律10円です。
※更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。（例：30歳男性が上記基本プラン（保険料1,160円）でご契約された場合、40歳で更新される際の更新後の保険料は1,760円となります。なお、この更新後の保険料は令和4年2月現在の保険料率で計算しております。）

アクサ生命のデジタル約款のご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
①アクサ生命のホームページ（www.axa.co.jp/）へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索または すでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」はご契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、お問合せ先までご連絡ください。

ご契約のお取扱い 重 要

1 ご契約日・保障が始まる日（責任開始期）

●ご契約日：令和４年10月１日
●保障が始まる日（責任開始期）：【在職組合員】第１回保険料を給与から控除した日（令和４年９月21日）
：【退職組合員】第１回保険料が口座から振り替えられた日（令和４年９月12日）
・このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が適用されますので、第1回保険料を給与から控除した日（口座から振り替えられた日）より保険契約上の責任（保障）が開始されます。
※保険料は原則として毎月給与（口座振替）からお払込みいただきます。
※第１回保険料の口座振替ができなかった場合、保障は開始されません。

2 お申込み資格

●千葉県庁生活協同組合の組合員、および組合員と同居または生計を一にする家族（配偶者・こども・父母）で、ご契約日における満年齢が５歳から75歳までの方とします。
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

3 取扱範囲

●「基本給付金額５万円」「基本給付金額10万円」からお選びください。
●ガン先進医療給付特約（12）を任意で付加できます。
※上皮内新生物治療給付特約の特約基本給付金額は、主契約の基本給付金額と同額になります。
※基本給付金額５万円の場合、月払保険料が1,000円未満となるご契約はお取扱いできません。ただし、契約年齢42歳の男性および契約年齢34歳の女性は、ガン先進医療給付特約（12）を付加した場合のみ、月払保険料が1,000円以上になるため、お取扱いが可能です。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。

4 告知について

ご契約に際しては各被保険者について、下記告知事項①～④をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄について、「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲みお申込みください。（告知事項①～④について1つでも「はい」がある場合は、この保険はお申込みいただけません。）
また、告知義務違反があった場合は給付金のお支払いができなかったり、契約が解除となることがあります。

＜告知事項＞
①今までに、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます）で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
②現在、入院していますか。もしくは、最近3ヵ月以内に、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます）および上皮内新生物（上皮内ガン）で、医師の診察・検査（検査待ち期間を含みます）・治療・投薬をうけたことがありますか（疑いがあると医師に指摘されている場合も含みます）
③過去2年以内に、以下の病気で、医師の定期的な診察（注１）・検査（注１）をうけるように指導されたことや、医師の治療・投薬をうけたことがありますか
［脳しゅよう（注２）・間質性肺炎・COPD（慢性閉塞性肺疾患）・肺線維症・じん肺・肺気腫・慢性肝炎（注３）・肝硬変・慢性アルコール性肝機能障害・NASH（非アルコール性脂肪肝炎）・肝線維症・肝炎ウィルスキャリア（B型またはC型）・非浸潤性乳管ガン（上皮内ガン）・かいよう性大腸炎・慢性腎炎・慢性腎不全・GIST（消化管間質しゅよう）（注２）・膵のう胞性しゅよう（注２）・膀胱しゅよう（注２）・子宮頸部異形成（高度異型性CIN3）・子宮内膜異型増殖・卵巣境界悪性しゅよう・白板症・日光角化症（老人性角化腫）・色素性乾皮症・ボーエン病］
（注１）「診察・検査」には、治療終了後の経過観察のための診察待ち期間、検査待ち期間を含みます。（注２）悪性が否定されているもの。
（注３）慢性肝炎には、肝炎が６ヵ月以上継続しているものも含みます。
④過去2年以内に、健康診断（婦人科検診・特殊健康診断を含みます）・ガン検診・人間ドック・脳ドックをうけて、以下の検査で異常（要再検査・要精密検査・要治療を含みます）を指摘されたことがありますか。（再検査・精密検査の結果、ガン・悪性新生物・上皮内新生物（上皮内ガン）・異形成やその疑いが否定され診療終了となった場合は「いいえ」と告知してください。）
［胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査（または内視鏡検査）、乳房レントゲン検査（マンモグラフィ検査）・腹部超音波検査、乳房超音波検査・CT検査・MRI検査・PET検査・便潜血検査（または大腸内視鏡検査）、肝炎ウィルス検査（HBs抗原・HCV抗体）、腫瘍マーカー（CEA・AFP・CA19-9・PSA等）］

5 保険期間および保険料払込期間

●保険期間および保険料払込期間は10年です。
※保険期間満了の日の２ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ご契約は自動的に更新されます。（更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。）
※更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてご契約は自動的に更新されます。
※給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

6 保険料の払込

●保険料は集団扱月払とします。
【在職組合員】毎月の給与（21日）から控除します。（第１回保険料は令和４年９月21日の給与から控除します。）
【退職組合員】ご指定いただいた金融機関口座から毎月12日に振り替えます。（第１回保険料は令和４年９月12日に口座から振り替えます。）
※金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

7 代理請求特約について

●ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

①死亡保険金の受取人
②被保険者の戸籍上の配偶者（①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）
③被保険者の３親等以内の親族（①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

8 その他のお取扱い

●35～36ページの「その他のお取扱い」、39～40ページの「退職後のお取扱い」も必ずご覧ください。

5 積立年金保険

予定利率は約1.2%*!

*掛金から制度運営費、生命保険会社手数料を控除した金額を運用しますので、実質利回りは上記と異なります。
また、予定利率については、将来、経済変動などにより変更される場合があります。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】
「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」に記載の給付金額(積立金額)・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。
※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

老後リスクに備えましょう

公的制度の補完として「自助努力」が必要です。

拠出型企業年金保険

税制適格型 A …年金保障を目的として積立を行うコースです。

- ●将来の年金を目的とした積立制度です。**満50歳未満の方が新規加入できます。**
- ●保険料(掛金から制度運営費を差し引いた額)は、**個人年金保険料控除の対象(最大5万円)**となります。
- ●掛金は毎年自由に選べます。(1口1,000円単位、100口10万円まで)
- ●掛金の払込みは60歳満了(満60歳の誕生月)です。在職または再任用などで組合員資格を有して勤務を継続される方は、**最長70歳まで満了延長**できます。
- ●在職中に脱退された場合は、脱退一時金を受け取れます。
- ●年金コースを選択された場合は**年金受給を最長5年間繰り延べ**することができます。

制度のしくみ

加入者の声

在職中に積み立てができるし、個人年金保険料控除の対象だから所得税・住民税が軽減される。そして、退職後の公的年金の上乗せができる!
早めに加入して退職後に備えています!

ご加入例

- ご加入年齢:30歳女性
- 月額掛金:20,000円
- 掛金払込年数:30年間

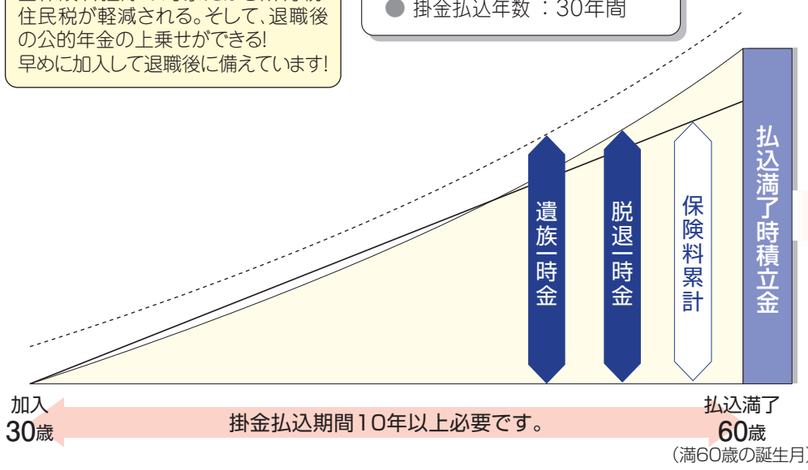

払込満了時積立金額 約820万円
払込掛金累計額 720万円

掛金払込期間中の給付内容

給付金	給付事由	給付内容	受取人
脱退一時金	加入者が掛金払込期間中に脱退されたとき	脱退時点の積立金額を脱退一時金としてお支払いします。	ご本人
遺族一時金	加入者が掛金払込期間中に死亡されたとき	積立金額に月払掛金1口につき1,000円を加算してお支払いします。	ご遺族

※遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位と同順位とします。(配偶者、こども、父母…の順)

●年金・一時金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、別冊「重要事項説明書」を必ずご覧ください。
※上記の各年金コースへ移行時の必要積立金額(年金原資)などは令和4年3月1日現在のものであり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、移行時に詳しいご案内を差し上げます。

ファイナンシャルプランナーからひとこと

1級ファイナンシャルプランニング技能士
山田 圭子先生(県庁生協ライフプラン相談先生)
低金利の時代だからこそ、税メリットも考えましょう。団体だからできる毎月の着実な積み立てが魅力です。

自由選択(ただし、60歳未満の場合確定年金は選択できません。)

年金コース 10年確定年金

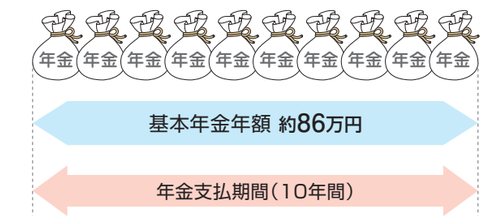

10年間の支払年金累計額 約861万円

給付内容
加入者の生死にかかわらず、10年間年金をお支払いします。

コース選択時の条件
〈積立期間〉10年以上
〈退職時年齢〉60歳以上

必要積立金額(年金原資)
年金月額1万円につき
1,143,043円

※年金は、雑所得となります。

年金コース 15年確定年金

15年間の支払年金累計額 約887万円

給付内容
加入者の生死にかかわらず、15年間年金をお支払いします。

コース選択時の条件
〈積立期間〉10年以上
〈退職時年齢〉60歳以上

必要積立金額(年金原資)
年金月額1万円につき
1,665,360円

※年金は、雑所得となります。

年金コース 10年保証期間付終身年金

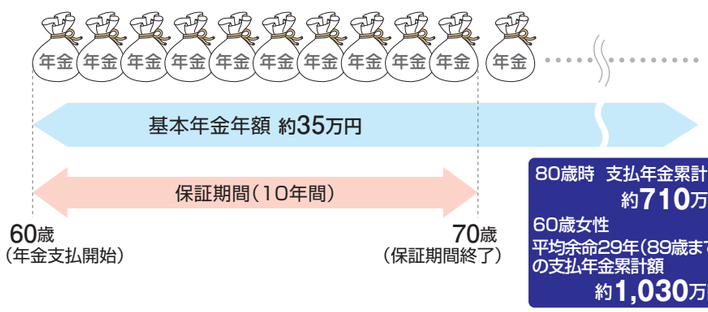

10年間の支払年金累計額 約355万円

80歳時 支払年金累計額 約710万円
60歳女性
平均余命29年(89歳まで)の支払年金累計額 約1,030万円

※平均余命:令和2年簡易生命表より

給付内容
10年間(保証期間)は加入者の生死にかかわらず、それ以降は本人が生存している限り、年金をお支払いします。

コース選択時の条件
〈積立期間〉10年以上
〈退職時年齢〉50歳以上

必要積立金額(年金原資)
年金月額1万円につき
60歳時 男性 2,403,085円
60歳時 女性 2,771,066円

※年金は、雑所得となります。

一時金

約820万円

給付内容
年金のお支払いに代えて積立金を脱退一時金として受け取ることもできます。

※脱退一時金は、一時所得となります。

積立年金保険

拠出型企業年金保険
入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉・医療給付金付個人定期保険

自由積立型 B …ニーズにあわせて幅広い保障が選択できるコースです。

- **在職中に積立をし、退職後は生活プランに合わせて「医療保険コース（終身医療保険）」「医療保険コース（定期医療保険）」「年金コース」「一時金」の4つから自由に選択ができます。**
  満58歳未満の方が新規加入できます。
- **掛金は毎年自由に選べます。（1口1,000円単位、100口10万円まで）**
- **掛金の払込みは60歳満了（満60歳の誕生月）です。在職または再任用などで組合員資格を有して勤務を継続される方は、最長70歳まで満了延長できます。**
- **在職中に脱退された場合は、脱退一時金を受け取れます。**
- **積立金が10万円以上ある場合は、年1回に限り積立金の減口（積立金の一部受取）ができます。**
- **年金コースを選択された場合は年金受給を最長5年間繰り延べすることができます。**

制度のしくみ

加入者の声

退職金の支給額が減額される傾向にあるなか、退職金を補う意味で有効だと思います。退職時の状況にあわせてコース選択できるのも安心です。

ご加入例

- ご加入年齢：40歳男性
- 月額掛金：30,000円
- 掛金払込年数：20年間

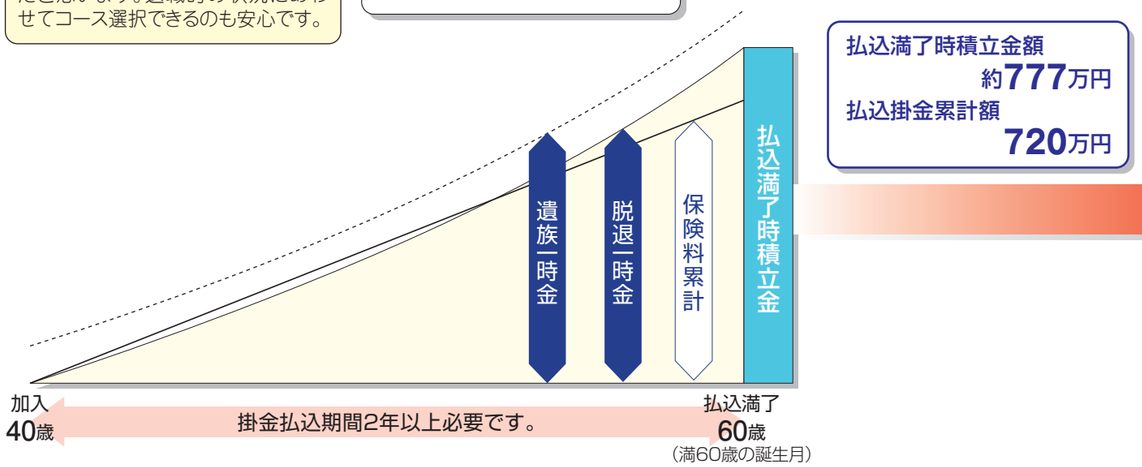

掛金払込期間中の給付内容

給付金	給付事由	給付内容	受取人
脱退一時金	加入者が掛金払込期間中に脱退されたとき	脱退時点の積立金額を脱退一時金としてお支払いします。	ご本人
遺族一時金	加入者が掛金払込期間中に死亡されたとき	積立金額に月払掛金1口につき1,000円を加算してお支払いします。	ご遺族

※遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位と同順位とします。（配偶者、こども、父母…の順）

自由選択（重複選択可）

医療保険コース　終身医療保険（入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉）

一括払保険料
約122万円（60歳:男性の場合）

病気やケガによる入院・手術などの保障
入院給付金日額5,000円

一生涯保障
※特定疾患給付金は80歳満了

60歳

給付内容
移行後、一生涯の入院・手術などの保障が得られます。
（一部給付金は80歳満了）
●疾病・災害・ガン入院給付金　●手術給付金
●先進医療給付金　●特定疾患給付金　●死亡保険金

コース選択時の条件
コース選択時に、正常に勤務している方。
〈積立期間〉4年1ヵ月以上
〈退職時年齢〉50歳以上
〈保障額〉入院給付金日額5,000円

必要積立金額（保険料）
入院給付金日額5,000円（一括払（年払全期前納）保険料）
60歳時 男性　1,218,701円
60歳時 女性　1,241,491円

医療保険コース　定期医療保険（医療給付金付個人定期保険）

一時払保険料
約52万円（60歳:男性の場合）

病気やケガによる入院・手術などの保障
入院給付金日額5,000円

60歳　70歳満了

給付内容
移行後、70歳までの入院・手術などの保障が得られます。
●疾病・災害入院給付金　●手術給付金
●高度先進医療給付金　●特定疾患給付金
●死亡・高度障害保険金　●災害・災害高度障害保険金

コース選択時の条件
コース選択時に、正常に勤務している方。
〈積立期間〉4年1ヵ月以上
〈退職時年齢〉50歳以上
〈保障額〉入院給付金日額5,000円

必要積立金額（保険料）
入院給付金日額5,000円（一時払保険料）
60歳時 男性　517,485円
60歳時 女性　394,260円

年金コース　10年確定年金

10年間の支払年金累計額
約815万円

年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金 年金

基本年金年額 約81万円

年金支払期間（10年間）

60歳
（年金支払開始）
70歳
（支払期間終了）

給付内容
加入者の生死にかかわらず、10年間年金をお支払いします。

コース選択時の条件
●年金月額が1万円以上必要
〈積立期間〉　2年以上
〈退職時年齢〉50歳以上

必要積立金額（年金原資）
年金月額1万円につき
1,143,043円

※年金は、雑所得となります。

一時金

一時金

約777万円

給付内容
積立金を脱退一時金として受け取ることもできます。

※脱退一時金は、一時所得となります。

●年金・一時金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、別冊「重要事項説明書」を必ずご覧ください。
※上記の各コースへ移行時の保障内容および必要積立金額（保険料・年金原資）などは令和4年3月1日現在のものです。実際には移行時の保障内容・保険料（年金原資）・約款が適用されます。なお、移行時に詳しいご案内を差し上げます。

積立年金保険　税制適格型(A)・自由積立型(B) 共通項目

1 月払掛金

1口**1,000**円から　100口**100,000**円まで

※掛金には1.0%の制度運営費が含まれています。

2 給付額試算表

月払掛金　10口　10,000円の場合

積立年数	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	年金月額【10年確定年金コース】を選択した場合
1年	120,000円	約　117,339円	約（1,027）円
2	240,000	235,735	（2,063）
3	360,000	355,261	（3,109）
4	480,000	476,042	（4,165）
5	600,000	598,092	（5,233）
6	720,000	721,423	（6,312）
7	840,000	846,049	（7,402）
8	960,000	971,983	（8,504）
9	1,080,000	1,099,240	（9,617）
10	1,200,000	1,227,833	10,742
11	1,320,000	1,357,776	11,879
12	1,440,000	1,489,084	13,028
13	1,560,000	1,621,770	14,189
14	1,680,000	1,755,850	15,362
15	1,800,000	1,891,337	16,547
20	2,400,000	2,590,415	22,663
25	3,000,000	3,327,369	29,110
30	3,600,000	4,104,603	35,910

※自由積立型(B)にご加入で払込満了時(年金コース移行時)に最低年金月額(10,000円)に満たない場合は(　)表示となり、一時金でお支払いします。

(注)給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

1.給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払金額をお約束するものではありません。
(1)制度として24,188口を常に維持していること。
(2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
(3)給付額試算表の給付額は、各取扱生命保険会社の予定利率(令和4年5月1日現在)および引受割合(令和4年3月1日現在)にもとづき計算しております。予定利率については、将来、経済変動などにより変更される場合があります。
(4)記載の給付額試算表には、配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積み増しに充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
2.中途脱退した場合は、加入期間により脱退一時金が払込保険料を下回ることがあります。

3 税法上の取扱(令和4年2月現在)

掛金 (掛金から制度運営費1.0%を差し引いた額の実質保険料などが対象となります。)	税制適格型(A)の保険料 個人年金保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、第2項、第4項) 自由積立型(B)の保険料 一般の生命保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、第2項、第4項)
脱退一時金 (減口による積立金の一部受取を含む)	一時所得として課税されます。 課税対象額=(脱退一時金−払込保険料総額−50万円)×1/2(所得税法第34条、同施行令第183条) ※ただし、その年に他の一時所得がある場合は、合算されて課税対象額の計算がされます。 ※医療保険コースを選択された場合、脱退一時金から充当された保険料については、一時所得の計算の受領額に含まれます。

遺族一時金	相続税の対象となります。ただし、「500万円×法定相続人数」までは非課税となります。 (相続税法第3条、第12条)
年金	雑所得として課税されます。 課税対象額=(年金年額+増加年金)−年金年額×$\frac{\text{払込保険料総額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$ (所得税法第35条、同施行令第183条)

※記載の税法上の取扱については、令和4年2月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。
また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて詳しくは所轄の税務署などに必ずご確認ください。

4 制度のお取扱い

項目	税制適格型(A)	自由積立型(B)
加入資格	千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者*で、令和4年10月1日現在、満50歳未満かつ加入申込日現在、健康で正常に勤務されている方。 *千葉県庁在職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めの方です。	千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者*で、令和4年10月1日現在、満58歳未満かつ加入申込日現在、健康で正常に勤務されている方。 *千葉県庁在職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めの方です。
効力発生日(加入日)	令和4年10月1日です。 加入資格を満たしている方であれば税制適格型(A)・自由積立型(B)のいずれか一方、または両方に加入することができます。 ※税制適格型(A),自由積立型(B)の掛金・積立金はそれぞれ区分して管理されているため、型間の移動はお取扱いできません。	
掛金の変更(一部払込中止)	●加入者は年1回(毎年10月1日付)掛金を変更することができます。 ●加入者が次の事由に該当する場合には、年1回(毎年10月1日付)掛金を一部払込中止することができます。ただし、月払掛金は、必ず最低1口(1,000円)以上の払込みを継続していただきます。 この場合、一部払込中止した部分に対応する積立金はお支払いせず、引き続き積み立てます。 また、一部払込中止期間中に死亡された場合は遺族一時金を、脱退の場合は脱退一時金をお支払いします。 〈事　由〉①災害　②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む)　③住宅の取得　④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む)　⑥債務の弁済　⑦その他、加入者が掛金の拠出に支障のある場合	
掛金の減口(積立金の一部受取)	お取扱いできません。	加入者が次の事由に該当する場合には年1回積立金の一部受取ができます。指定額は10万円以上1万円単位で設定できますが、指定の金額を上回る場合があります。 なお、積立金をお支払い後、ただちに増口したものとして減口前の掛金にて払込みを継続します。 〈事由〉①災害　②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③住宅の取得　④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む)　⑥債務の弁済
掛金	(1)掛金の払込　月払とし、毎月の給与から控除します。(第1回掛金は令和4年9月給与から) (2)加入限度　税制適格型(A)・自由積立型(B)それぞれ別枠として次の範囲で加入できます。 1口1,000円として1口以上100口まで (3)制度運営費　掛金には1.0%の制度運営費が含まれています。	
脱退	脱退はいつでもできます。税制適格型(A)・自由積立型(B)の両方に加入している場合、どちらか一方のみの脱退も可能です。 例えば4月末脱退(3月18日最終給与引去り)の場合は、3月15日までに脱退通知書を提出ください。ただし、脱退一時金のお支払いは4月中旬頃となります。	
掛金払込期間	満60歳の誕生月まで(掛金払込満了日は満60歳に達した日の属する月の末日です。また、掛金の払込みは在職中のみです。) ※満了日を迎えても、在職または再任用などにより組合員資格を有して勤務を継続される方は、最長70歳まで満了延長できます。	
退職後保障コースについて	①年金開始期日は、被保険者が年金受給権を取得した日とします。年金は年4回(2、5、8、11月の各19日)に分割してお支払いします。 ②年金開始期日以後、年金受取人(遺族を含む)からご希望があれば、将来の年金支払に代えて、残存保証期間(確定年金の場合は残存年金支払期間)の未支払年金現価を一時金でお支払いします。この場合、10年保証期間付終身年金コースについては10年の保証期間経過後加入者ご自身が生存されている場合に年金の給付を再開し、生存期間中に限り年金をお支払いします。 ③掛金の払込期間が10年未満の方は、年齢にかかわらず年金を選択することはできません。この場合、年金にかえて一時金でお支払いします。 ④年金コースを選択する際に年金額が希望の金額に満たない場合、一時払により保険料を積み増しすることで、年金月額を増額することができます。ただし、確定年金を選択の場合、一時払保険料額はその時点の積立金額以下とします。また、年金受給の繰り延べのお取扱いをする場合は繰延制度移行時に一時払保険料の積み増しができます。(繰延期間中、繰延満了時に積み増しのお取扱いはできません。) ⑤加入者のお申し出により年金受給権を取得した日から最長5年間、年金受給の取得を繰り延べることができます。繰延期間中は掛金の払込、減口のお取扱いはできません。繰延期間中に死亡された場合は遺族一時金を遺族にお支払いします。	(1)医療保険コース(終身医療保険)、医療保険コース(定期医療保険)を選択した場合 ①退職した日の翌月1日に積立金を医療保険コース(終身医療保険)の70歳払込満了の一括払保険料(年払全期前納)、医療保険コース(定期医療保険)の70歳払込満了の一時払保険料に充当し、この日からそれぞれの保障が開始されます。各医療保険コースの移行にあたっては健康状態に関する告知書など必要な書類を提出していただきます。 ②移行後は拠出型企業年金保険の加入者本人を契約者とする個人保険となり、引受保険会社は引き続きアクサ生命となります。 ※移行の際には、「パンフレット」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。 ③コース選択の際に積立金の不足により、医療保険コースを選択できない場合は、一時払による保険料の積み増しで医療保険コース(終身医療保険)・医療保険コース(定期医療保険)の選択を行うことができます。ただし、告知内容によっては移行できないことがあります。 (2)年金コースを選択した場合 ①年金開始期日は、被保険者が年金受給権を取得した日とします。年金は、年4回(2、5、8、11月の各19日)に分割してお支払いします。年金月額が1万円に満たない場合は年金にかえて一時金でお支払いします。 ②年金開始期日以後、年金受取人(遺族を含む)からご希望があれば、将来の年金支払に代えて、残存年金支払期間の未払年金現価を一時金でお支払いします。 ③年金コースを選択する際に年金額が希望の金額に満たない場合、一時払により保険料を積み増しすることで、年金月額を増額することができます。なお、一時払保険料額はその時点の積立金額以下とします。また、年金受給の繰り延べのお取扱いをする場合は繰延制度移行時に一時払保険料の積み増しができます。(繰延期間中、繰延満了時に積み増しのお取扱いはできません。) ④加入者のお申し出により年金受給権を取得した日から最長5年間、年金受給の取得を繰り延べることができます。繰延期間中は掛金の払込、減口のお取扱いはできません。繰延期間中に死亡された場合は遺族一時金を遺族にお支払いします。
配当金について	掛金払込期間の配当金は、積立金の増額のための保険料に、年金開始後の配当金は、年金の増額(増加年金)のための保険料に充当します。	
年金受取人	組合員本人	

引受保険会社および引受割合

この保険は、千葉県庁生活協同組合が下記の引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約、入院保障保険(終身型　09)〈60日型〉および医療給付金付個人定期保険事務取扱協定にもとづき運営します。なお、拠出型企業年金保険は共同取扱契約であり、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。下記の引受保険会社は、各引受割合に応じて保険契約上の責任を負いますが、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、引受保険会社および引受割合は将来に向かって変更することがあります。また、各引受保険会社の配当実績などにより、給付金支払の引受割合が下記の引受割合と異なる場合があります。

●拠出型企業年金保険の引受保険会社および引受割合(令和4年3月1日現在)
アクサ生命保険株式会社(5%)(事務幹事会社)　日本生命保険相互会社(95%)
●入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉、医療給付金付個人定期保険の引受保険会社
アクサ生命保険株式会社

その他のお取扱い　重要　各商品のページとあわせてご覧ください。

		生協グループ保険	団体総合医療保険	入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉	ガン治療保険
保険金などの受取人		・組合員本人・配偶者の死亡保険金 …労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位と同順位（配偶者、こども、父母…の順）とします。 ・こどもの死亡保険金…組合員本人（扶養者）とします。 ・高度障害保険金…加入者（被保険者）本人とします。	・入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金 …本人（主たる被保険者）とします。	・死亡保険金…労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償を受ける順位と同順位（配偶者・こども・父母…の順）とします。 ※「終身払コース」は死亡保険金不担保特約（入院保障保険（終身型 09）用）が付加されているので、死亡保険金はありません。 ・給付金など…被保険者とします。	・給付金など…被保険者とします。
退職後の取扱		退職後も生協組合員資格を有していれば、ご指定の金融機関からの口座振替により、年齢70歳6ヵ月に到達した年度の9月30日まで継続して加入できます。 継続の資格：直近の更新日（10月1日）時点で、生協組合員資格を有している方（千葉県庁退職者*） *千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めし、退職された方です。 保険金額：本人は1,000万円～100万円の範囲 配偶者は500万円～100万円の範囲 契約者配当金：1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には契約者配当金としてお支払いします。ただし、年度途中に脱退した場合には支払われませんのでご注意ください。	退職後もご指定の金融機関からの口座振替により、本人・配偶者は、年齢70歳6ヵ月まで、こどもは年齢22歳6ヵ月まで継続加入することができます。 継続の資格：本人は、生協組合員資格を有している方（千葉県庁退職者*） *千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めし、退職された方です。 配偶者・こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合で、団体総合医療保険に加入されている本人と生計を一にする方 保障額：本人…退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額 配偶者・こども…それまでと同額もしくはそれ以下の保障額 ※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。 ※加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員同額でご加入ください。	・退職後も、生協組合員資格を有していれば、集団扱で保障を継続することができます。保険料は、ご指定いただいた金融機関からの口座振替となります。 継続の資格：生協組合員資格を有している方 ・現在の契約内容のままご継続いただけます。また新規契約・追加申込みもできます。 ※生協組合員資格を失った（生協を脱会した）場合、および、10月1日時点で年齢70歳6ヵ月以上になる場合は、個人扱（口座振替）となります。 その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。	・退職後も、生協組合員資格を有していれば、集団扱で保障を継続することができます。保険料は、ご指定いただいた金融機関からの口座振替となります。 継続の資格：生協組合員資格を有している方 ・現在の契約内容のままご継続いただけます。また新規契約・追加申込みもできます。 ※生協組合員資格を失った（生協を脱会した）場合、および、10月1日時点で年齢70歳6ヵ月以上になる場合は、個人扱（口座振替）となります。 その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。
解約（脱退）時の払いもどし金		払いもどし金はありません。		・終身払の場合：払いもどし金はありません。 ・終身払以外の場合：主契約の保険料払込期間中の払いもどし金はありません。保険料払込期間満了後の払いもどし金は、死亡保険金と同額になります。（保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。）	払いもどし金はありません。
税法上の取扱	保険料	実質負担額（年間払込保険料－契約者配当金）は一般の生命保険料控除の対象となります。 〈所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2〉	この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象です。* ※生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。 （https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/） ※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当団体総合医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体総合医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。	生命保険料控除の対象となります。 （所得税法76、地方税法34・314の2）	生命保険料控除の対象となります。 （所得税法76、地方税法34・314の2）
	死亡保険金	・本人の死亡保険金…「500万円×法定相続人数」まで非課税となります。〈相続税法第12条〉* ・配偶者・こどもの死亡保険金（受取人が組合員本人の場合） …一時所得扱となります。〈所得税法第22条、同第34条〉 課税対象額＝（保険金額－払込保険料総額－50万円）×1/2 ※ただし、その年に他の一時所得がある場合は、合算されて課税対象額の計算がされます。		・被保険者が本人の場合の死亡保険金 …受取人が法定相続人であれば「500万円×法定相続人数」の金額まで非課税となります。（相続税法第12条） ・被保険者が配偶者・こどもの場合の死亡保険金 …受取人が契約者であれば一時所得として課税されます。（所得税法第34条） ※「終身払コース」は死亡保険金不担保特約（入院保障保険（終身型09）用）が付加されているので、死亡保険金はありません。	
	高度障害保険金	非課税となります。〈所得税法施行令第30条〉			
	給付金など		主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。	非課税です。（所得税基本通達9－21）	非課税です。（所得税基本通達9－21）
引受保険会社と引受割合		この保険は、千葉県庁生活協同組合が下記の引受保険会社と締結した福祉団体定期保険（こども特約・年金払特約付）契約にもとづき運営します。本契約は共同取扱契約であり、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。各引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額について、それぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、引受保険会社および引受割合は将来に向かって変更することがあります。 **●引受保険会社および引受割合（令和4年3月1日現在）** **アクサ生命保険株式会社（55%）（事務幹事会社）** **日本生命保険相互会社（45%）**	当制度は千葉県庁生活協同組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。 **●引受保険会社　日本生命保険相互会社**	**●引受保険会社　アクサ生命保険株式会社**	**●引受保険会社　アクサ生命保険株式会社**

*記載の税法上の取扱については、令和4年2月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて詳しくは所轄の税務署などに必ずご確認ください。

■個人情報のお取扱いについて

＜生協グループ保険＞＜積立年金保険＞

●この保険の運営にあたって、千葉県庁生活協同組合（以下、「団体」という）は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態など。以下、「個人情報」という）を取り扱い、団体が保険契約を締結するアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）および他の生命保険会社（共同取扱の場合。以下、「共同取扱会社」という）に提供します。団体は、個人情報をこの保険の事務手続きのために利用し、事務を他に委託する場合はその委託先にも提供します。アクサ生命および共同取扱会社（以下、「引受保険会社」という）は、提供を受けた個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い（拠出型企業年金保険は年金・一時金などの支払い）、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に利用する場合があります。また、アクサ生命は、団体（団体の委託先を含む）、共同取扱会社および再保険会社に上記目的の範囲内で個人情報を提供します。今後、個人情報に変更などが発生した際にも引き続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。なお、引受保険会社は、今後変更されることがありますが、その場合、個人情報は変更後に新たに引き受けます。この個人情報のお取扱いに同意されない方は加入不同意として取り扱いますのでご了承ください。福祉団体定期保険につきましては、ご家族のご加入に際しては、この保険の内容および個人情報のお取扱いについてご家族の同意を得たうえでお申込みください。

＜団体総合医療保険＞

●この保険契約は、千葉県庁生活協同組合（以下、団体といいます。）を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。

団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

＜入院保障保険〈終身型 09〉〈ワイド〉＞＜ガン治療保険＞

●「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ご加入に際して

生協グループ保険

●保険金のお支払いについて

(1)加入者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金を所定の死亡保険金受取人にお支払いします。
(2)加入者が効力発生日(加入日)以後の傷害または疾病により、保険期間中に以下のいずれかの状態になられた場合、高度障害保険金を高度障害保険金受取人にお支払いします。

〔高度障害状態に該当する場合〕
①両眼の視力を全く永久に失ったもの
②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いすることはありません。
※高度障害保険金をお支払いしたときは、所定の高度障害状態に該当されたときから、ご契約は消滅します。

●免責および解除

次のような場合には免責または解除となり、保険金をお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。

〔死亡保険金、高度障害保険金をお支払いできない場合〕
①加入者が加入日(増額日)から1年以内に自殺したとき(増額の場合はその増額部分について)
②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき
③保険契約者・加入者・保険金受取人の故意により高度障害になったとき
④戦争その他変乱によるとき
⑤加入(増額)申込の際、保険契約者・加入者が故意または重大な過失により告知事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき

※加入者に詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は取消しまたは無効となり、保険金などのお支払いはできません。

●年金のお取扱いについて

保険金受取人に一時金でのお支払いか年金でのお支払いかまたはその両方の組合わせをご選択いただけます。

①年金受取人
年金受取人は、死亡・高度障害保険金の受取人とします。なお、年金支払開始日後の年金受取人の変更はできません。
年金支払期間中に年金受取人が死亡されたときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いします。また、年金支払期間中であっても、年金受取人のお申し出により、将来の年金支払に代えて残存支払期間の未払年金現価を一括で受け取ることができます。

②年金払の対象となる保険金
生協グループ保険の死亡・高度障害保険金の全部または一部となります。ただし、年金年額が24万円未満の場合、年金基金(年金原資)が600万円未満の場合およびこどもの保険金は、年金払のお取扱いはいたしません。

③年金の型
年金の種類は、5年確定年金・10年確定年金・15年確定年金・20年確定年金・25年確定年金になります。

④年金のお支払い
年金基金(年金原資)設定日は「お支払通知書」に記載の「保険金支払日」の属する月の翌月1日とし、年金支払開始日は、年金基金設定日の翌月1日となります。年金は、年4回、3ヵ月分に分割してお支払いします。

⑤配当金
年金支払開始後の契約配当金は、年金買増に充当されます。

⑥税務について
保険金額がみなし相続財産として相続税の対象となり、受取人の年金は雑所得となります。〈相続税法第3条・所得税法第34条〉

⑦引受割合について
年金は、保険金支払事由発生時における各引受保険会社の福祉団体定期保険の引受割合にもとづきお支払いいたします。

給付金のお支払事由について　重 要

団体総合医療保険

●給付金のお支払事由

【入院給付金】
・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎります。
①加入日(＊)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(＊)からその日を含めて1年経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。
※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
(＊)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
以下「加入日(＊)」については同じ内容を表しています。
・お支払いは、1回の入院について62日、通算して1,095日を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
・複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。
入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

【入院療養給付金】
・お支払いは、入院給付金をお支払いする入院をされた場合にかぎります。
・すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
・お支払いは、通算30回を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金(20倍)】
・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
①加入日(＊)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(＊)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】
・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
①加入日(＊)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(＊)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
・お支払いは、通算30回を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】
・お支払いは、加入日(＊)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎります。
・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎります。
・すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

(ご注意)
給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は【重要事項説明書(ご加入のみなさまへ)】をご覧ください。

生協の福利厚生制度保険は退職後も継 続できます。

制度名	定年退職 A：再任用や公社などの外郭団体に勤務される場合（注1）	定年退職 B：ご退職（OB･OG）または民間会社へ勤務される場合（給与控除ができない場合）	C：定年前退職などの場合
生協グループ保険	●継続の資格：生協組合員資格を有している方（千葉県庁退職者*） *千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めし、退職された方です。 ●保険金額：給与控除ができる期間に限り、本人は4,000万円、配偶者は3,000万円を上限として継続して加入できます。（更新日（10月1日）現在、保険年齢23歳となる（年齢22歳6ヵ月を超える）こどもは自動脱退となります。） ●保険料払込方法：給与控除 【例】 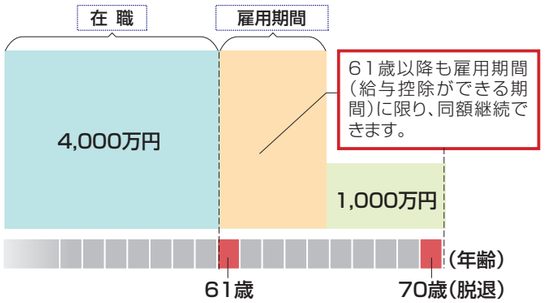 ※給与控除ができる期間に限ります。（その後は「B:ご退職（OB･OG）または民間会社へ勤務される場合」と同様のお取扱いになります。）	●継続の資格：生協組合員資格を有している方（千葉県庁退職者*） *千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めし、退職された方です。 ●保険金額：本人は1,000万円、配偶者は500万円を上限として継続して加入できます。（更新日（10月1日）現在、保険年齢23歳となる（年齢22歳6ヵ月を超える）こどもは自動脱退となります。） ●保険料払込方法：ご指定の金融機関からの口座振替 【例】 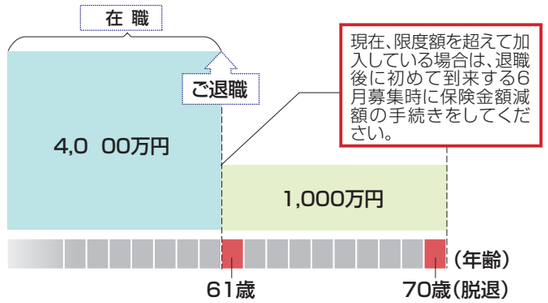 	●継続の資格：直前の更新日（10月1日）時点で、生協組合員資格を有している方（千葉県庁退職者*） *千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めし、退職された方です。 ●保険金額：本人は1,000万円、配偶者は500万円を上限として継続して加入できます。（こどもは保険年齢23歳になる（年齢22歳6ヵ月を超える）と自動的に脱退になります。） ●保険料払込方法：ご指定の金融機関からの口座振替 【例】 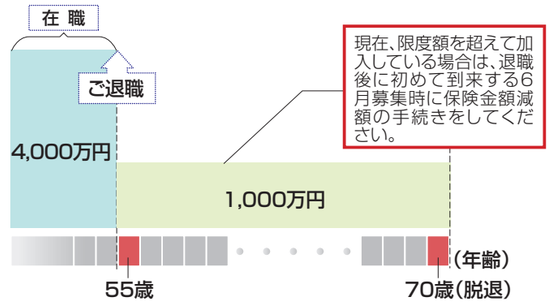
	●保険期間（共通） 年齢70歳6ヵ月に到達した年度の9月30日まで継続して加入できます。 ※70歳時に非更新型定期保険に移行することができます。 ※新医療保険（生協グループ保険「医療保障部分」）にご契約中の方は、80歳まで継続できます。なお、生協グループ保険が満了となった場合は個人扱（口座振替）で保障を継続することができます。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。 ●契約者配当金について 退職後も1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には契約者配当金としてお支払いします。ただし、保険期間途中に脱退した場合には支払われませんのでご注意ください。 ※新医療保険（生協グループ保険「医療保障部分」）は、契約者配当金はありません。		
団体総合医療保険	●継続の資格：本人は、生協組合員資格を有している方（千葉県庁退職者（*）） 配偶者･こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合で、団体総合医療保険に加入されている本人と生計を一にする方 ●保障額：本人は退職時に加入していた保障額（配偶者･こどもはそれまで加入していた保障額）と同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入することができます。 ※本人が退職後、本人･配偶者･こどもの新規加入･増額はできません。 ※加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員同額でご加入ください。 ●保険料払込方法：ご指定の金融機関からの口座振替 ●保険期間: ・本人･配偶者…年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。 ・こども …年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。 （*）千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めし、退職された方です。		
入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉 ガン治療保険	●継続の資格：生協組合員資格を有している方 現在のご契約内容のままご継続できます。また、お取扱い範囲内で新規申込み･追加契約もできます。 ●保険料払込方法：給与控除 ●保険期間 一生涯、保障を継続することができます。（入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉の一部特約は80歳満了です。） ※生協組合員資格を失った（生協を脱会した）場合、および、10月1日時点で年齢70歳6ヵ月以上になる場合は、個人扱（口座振替）となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。	●継続の資格:生協組合員資格を有している方 現在のご契約内容のままご継続できます。また、お取扱い範囲内で新規申込み･追加契約もできます。 ●保険料払込方法：ご指定の金融機関からの口座振替	●継続の資格：生協組合員資格を有している方 現在のご契約内容のままご継続できます。また、お取扱い範囲内で新規申込み･追加契約もできます。 ●保険料払込方法：ご指定の金融機関からの口座振替
積立年金保険 税制適格型（A）･自由積立型（B）	満60歳に達した日の属する月の末日で、掛金払込満了となります。満了を迎える方には事前に移行のご案内（通知）をしますので、満了後のコースをご選択をしていただきます。 ※満了日を迎えても、在職または再任用などにより組合員資格を有して勤務を継続される方は、最長70歳まで満了延長することができます。		ご退職する月の月末をもって脱退となります。

（注1）給与控除ができる知事部局･県企業庁･水道局･病院局･各種委員会･教育庁や外郭団体所属が対象となります。県の関連団体でも給与控除できない所属があり、その場合はAの取扱いはできませんのでご注意ください（「B:ご退職（OB･OG）または民間会社へ勤務される場合（給与控除ができない場合）」の取扱いとなります）。詳しくは、県庁生協までお問合せください。

生協グループ保険　積立年金保険
申込書兼告知書 記入要領

【お申込み手続き】
- ●申込書の３枚目(一番下)は加入者控です。加入者控を外して、上２枚のみを保険事業課へご提出願います。
- ●既加入の方は「加入保険一覧」を必ずご確認ください。
- ●既加入を脱退する場合はこの申込書ではできません。別途生協までお申し出ください。
- ●令和４年３月末退職者で生協グループ保険を所定の保険金額まで減額する必要のある方は、必ずこの申込書を減額でご提出いただきます。

スタンプ印はご使用できませんのでご了承願います。

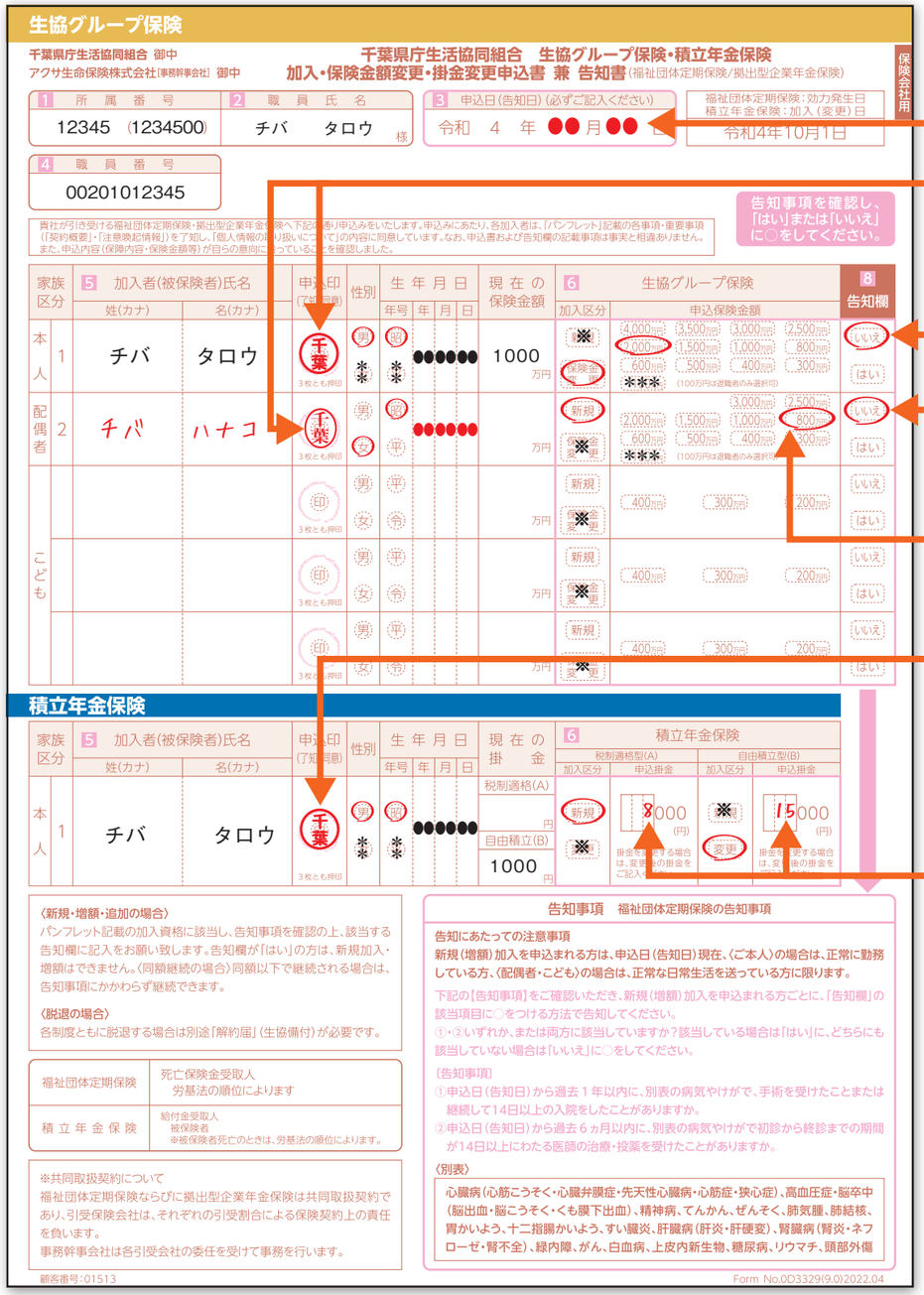

ご記入された日付を必ずご記入ください

3枚とも捺印ください

新規・保険金変更(増額)する場合は、下記の告知事項を確認し、「いいえ」または「はい」を選択してください

配偶者の保険金額は本人の保険金額以下を選択してください

3枚とも捺印ください

新規で加入する場合、「新規」に○し、希望する保険金額を記入ください。掛金を変更する場合、「変更」に○をして変更後の掛金を記入ください

団体総合医療保険
「申込書兼告知書」記入要領

【お申込み手続き】
- ●新規に加入される方は、「申込書兼告知書」を千葉県庁生活協同組合　保険事業課へご提出ください。
- ●すでに加入されている方で、内容の変更（脱退を含みます。）がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。
- ●必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

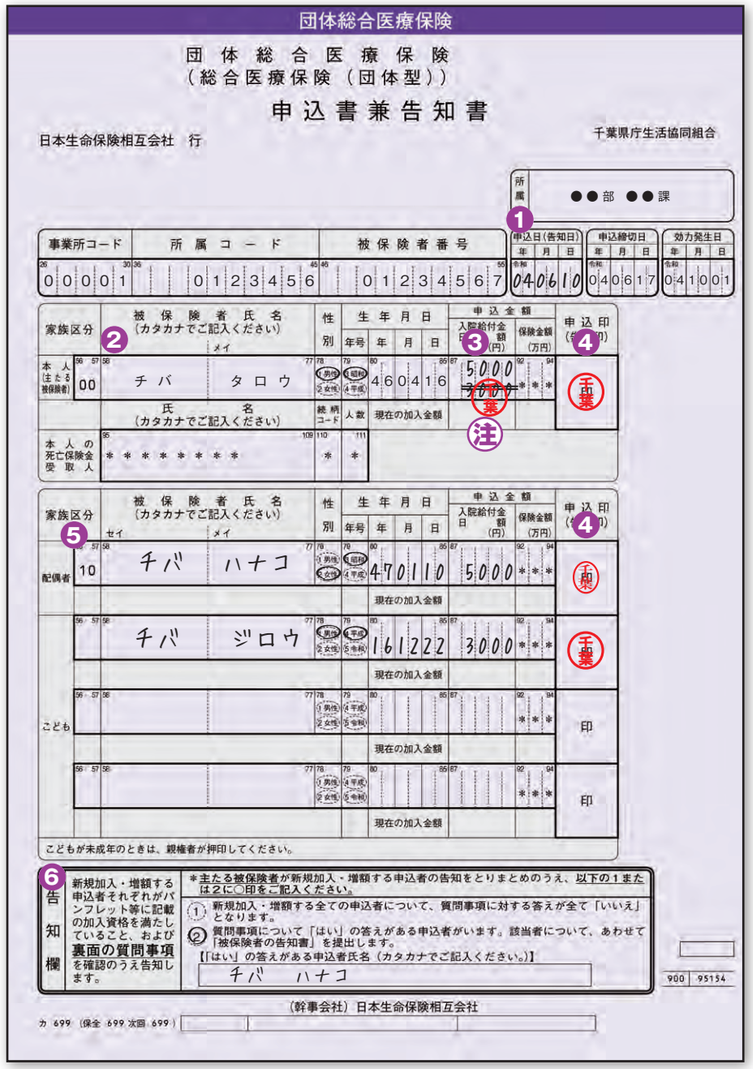

当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

	チェック項目
1	「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。
2	氏名・性別・生年月日が相違ないかご確認ください。(印字がない場合はご記入ください。)
3	今回申込みされる金額を右づめでご記入ください。
4	必ず押印ください。
5	配偶者・こどもも申込みされる場合、ご記入ください。加入資格のあるこどもは全員同額でご加入ください。
6	新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」の<質問事項>をご確認ください。本人（主たる被保険者）が新規加入・増額のお申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、1または2に○印をご記入ください。 [1に○印] 申込者全員の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる場合 [2に○印※] 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合 ※【「はい」の答えがある申込者氏名】に該当者の氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。
注	内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉
申込書兼告知書 記入要領

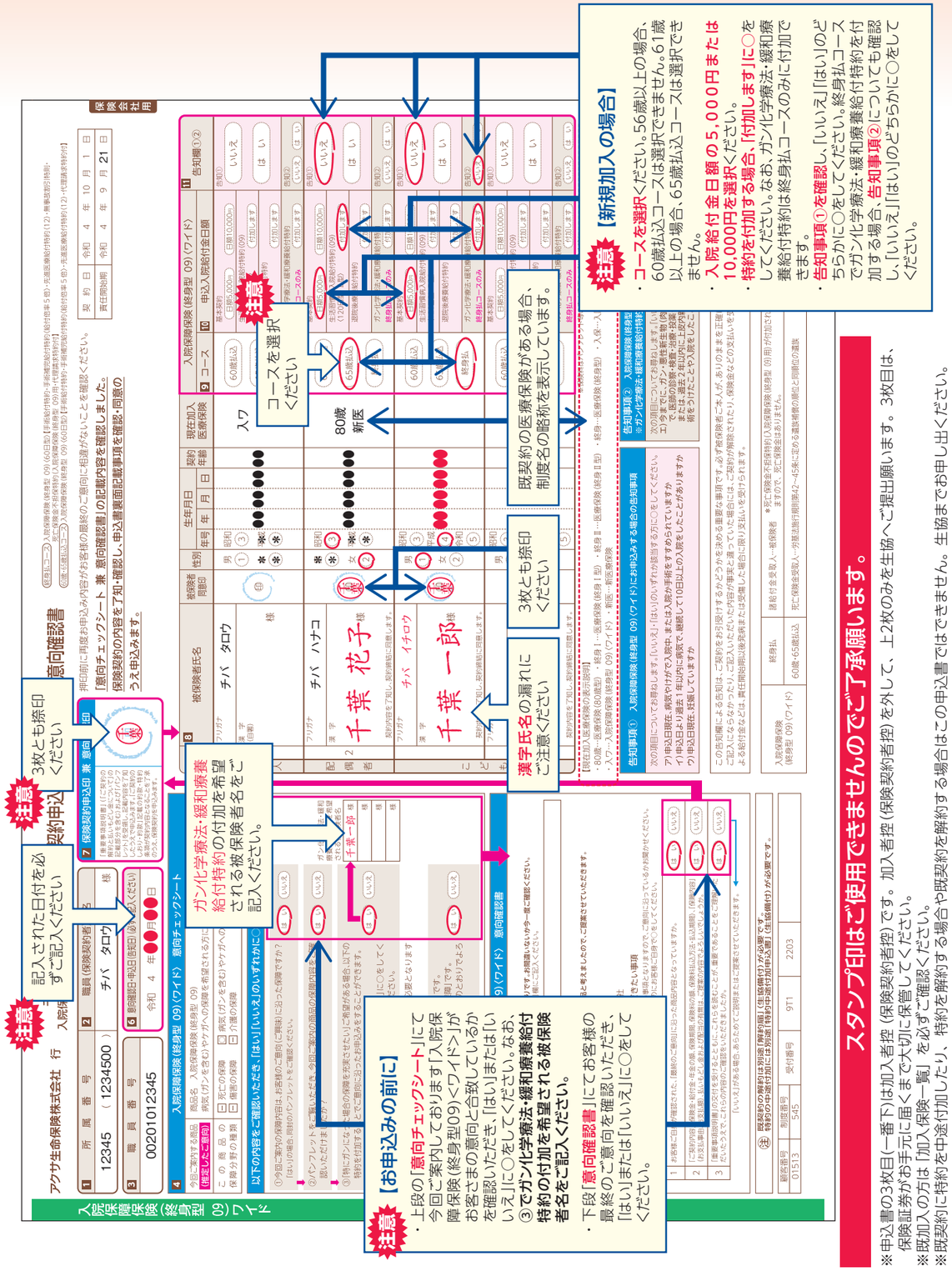

ガン治療保険
申込書兼告知書 記入要領

意向チェックシート兼意向確認書

●黒のボールペンで楷書にてご記入ください。
●ご記入に誤りがある場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、契約申込書兼告知書の「保険契約申込印兼意向確認印」と同一の印で訂正（3枚とも）してください。
●3枚目（一番下）は加入者控（保険契約者控）です。加入者控（保険契約者控）を外して、上2枚のみを生協へご提出願います。

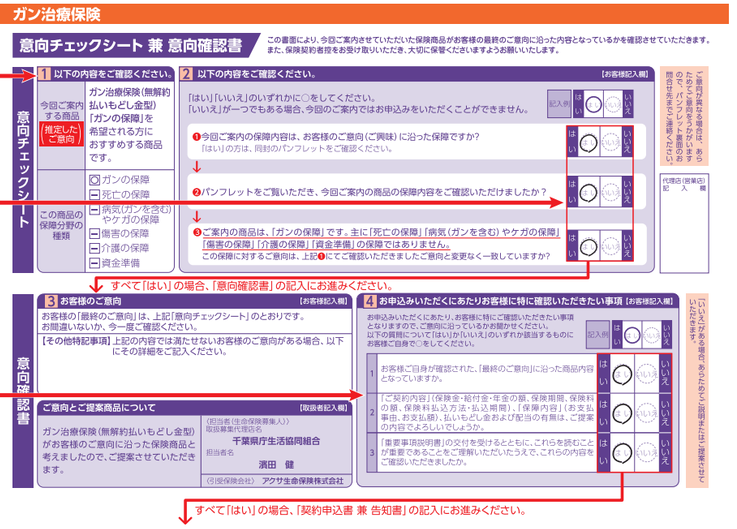

申込書兼告知書

ご記入前に必ずお読みください

氏名（フリガナ）・生年月日などの各種情報が打出しされている場合は、誤りがないか必ずご確認ください。
保険契約者とは、契約を申込まれる方です。被保険者とは、保障の対象となる方です。
●5 ～ 11 欄の各項目を、黒のボールペンで楷書にてご記入のうえ、印鑑を押印（3枚とも）ください。※スタンプ印は使用できません。
●記入内容を訂正される場合には、訂正箇所を二重線で抹消し、必ず「保険契約申込印兼意向確認印」（被保険者記入欄および被保険者告知欄は「被保険者印」）で訂正（3枚とも）してください。
修正液や重ね書きでの訂正はしないでください。
●申込書の3枚目（一番下）は加入者控（保険契約者控）です。加入者控（保険契約者控）を外して、上2枚のみを生協へご提出願います。3枚目は、保険証券がお手元に届くまで大切に保管してください。

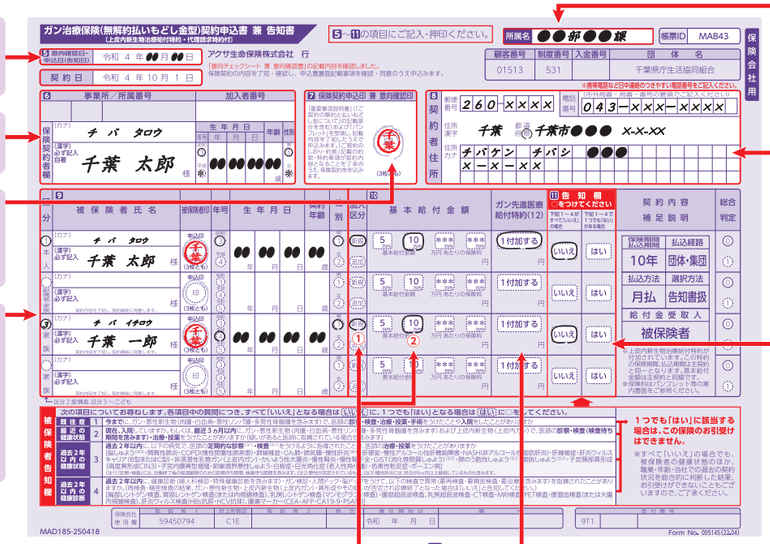

5 契約申込書兼告知書をご記入した日をご記入ください。

6 保険契約者ご本人が署名してください。

7 保険契約印鑑を押印（3枚とも）ください。
※スタンプ印は使用できません。

9 お申込みされる場合は、必要事項をご記入のうえ、印鑑を押印（3枚とも）ください。
※契約年齢は、ご契約日における満年齢です。

所属名称をご記入ください。

8 住所フリガナは、都道府県名・市区町村名・丁目／番地・建物名の間を1マスあけてください。「゛」（濁点）、「゜」（半濁点）は1マス使用してください。

11 告知欄にて、被保険者の健康状態をお伺いします。契約申込書兼告知書の下段に「被保険者告知欄」の記載がありますので、お読みいただき、告知欄の（いいえ）（はい）いずれか該当する方に○をしてください。
※ご記入にあたりまして、申込書兼告知書の3枚目の裏面に「被保険者告知欄 記入上の留意事項」の記載がありますので、ご参照ください。

10 ① 新規でお申込みする場合は、加入区分の新規に○をしてください。既にご契約をしている方で契約を上乗せする場合は追加に○をしてください。
② パンフレット、募集のお知らせに記載の「ご契約のお取扱い」等をご読みいただき、ご希望の基本給付金額に○をしてください。

10 特約の付加を希望される場合は○をしてください。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、特約を付加できない場合があります。

旧商品一覧

今までにご案内をしていました保険商品の一覧です。新規でお申込みいただくことはできません。なお、現在ご契約中の方につきましては、ご契約を継続していただけます。

※このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約いただいている保険の保障内容につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

医療保険（80歳型）　制度番号:511

●保険料払込期間:5年（自動更新で80歳まで）

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
基本契約	死亡・高度障害保険金	疾病により死亡または高度障害状態になられたとき	50万円
	災害・災害高度障害保険金	所定の不慮の事故により180日以内に死亡または高度障害状態になられたとき	100万円
	入院 疾病・災害入院給付金	疾病により継続して8日以上入院されたとき 不慮の事故により180日以内に入院を開始し、5日以上入院されたとき（1入院120日限度/通算700日限度）	1日につき 5,000円
	手術 手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき（入院給付金日額×15・30・50）	手術の種類に応じて、1回につき 7.5・15・25万円
	高度先進 高度先進医療給付金［高度先進医療給付特約］	所定の先進医療*による療養を受けられたとき 入院給付金日額×所定の給付倍率（305倍～5倍）（通算700日分限度）	技術料に応じて1回につき 152.5～2.5万円
	難病 特定疾患給付金［特定疾患給付特約］	所定の特定疾患により継続して8日以上入院をされたとき（1疾患1回限度）	1疾患につき 15万円
	成人病 成人病入院給付金［成人病入院倍額支払特約］	所定の成人病により継続して8日以上入院をされたとき（1入院120日限度/長期入院給付金と通算して700日分限度）	1日につき 5,000円
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患	
	成人病 長期入院給付金［成人病入院倍額支払特約］	所定の成人病により継続して270日以上入院をされたとき（成人病入院給付金と通算して700日分限度）	1回につき 50万円
特約	初期入院 初期入院給付金［初期入院給付特約］	疾病または不慮の事故により継続して2日以上入院をされたとき（通算10回限度）	1回につき 20,000円
特約	通院 通院給付金［通院給付特約］	主契約の入院給付金の支払われる入院をされ、退院後120日以内に、その治療を目的とした通院をされたとき（1入院にかかわる通院30日限度/通算700日限度）	1日につき 3,000円

5年満了（80歳まで自動更新）

＋以下は任意付加の特約です。

医療保険（終身I型）　制度番号:541

●保険料払込期間:70歳

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
基本契約	死亡・高度障害保険金	疾病により死亡または高度障害状態になられたとき	50万円
	災害・災害高度障害保険金	所定の不慮の事故により180日以内に死亡または高度障害状態になられたとき	100万円
	入院 疾病・災害入院給付金	疾病により継続して8日以上入院されたとき 不慮の事故により180日以内に入院を開始し、5日以上入院されたとき（1入院120日限度/通算700日限度）	1日につき 5,000円
	手術 手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき（入院給付金日額×15・30・50）	手術の種類に応じて、1回につき 7.5・15・25万円
	高度先進 高度先進医療給付金［高度先進医療給付特約］	所定の先進医療*による療養を受けられたとき 入院給付金日額×所定の給付倍率（305倍～5倍）（通算700日分限度）	技術料に応じて1回につき 152.5～2.5万円
	難病 特定疾患給付金［特定疾患給付特約］	所定の特定疾患により継続して8日以上入院をされたとき（1疾患1回限度）	1疾患につき 15万円
	成人病 成人病入院給付金［成人病入院倍額支払特約］	所定の成人病により継続して8日以上入院をされたとき（1入院120日限度/長期入院給付金と通算して700日分限度）	1日につき 5,000円
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患	
	成人病 長期入院給付金［成人病入院倍額支払特約］	所定の成人病により継続して270日以上入院をされたとき（成人病入院給付金と通算して700日分限度）	1回につき 50万円
特約	初期入院 初期入院給付金［初期入院給付特約］	疾病または不慮の事故により継続して2日以上入院をされたとき（通算10回限度）	1回につき 20,000円
特約	通院 通院給付金［通院給付特約］	主契約の入院給付金の支払われる入院をされ、退院後120日以内に、その治療を目的とした通院をされたとき（1入院にかかわる通院30日限度/通算700日限度）	1日につき 3,000円

一生涯保障（70歳満了）

＋以下は任意付加の特約です。

医療保険（終身II型）　制度番号:542

●保険料払込期間:終身（ただし、高度先進医療給付特約、特定疾患給付特約、成人病入院倍額支払特約、通院給付特約:80歳）

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
基本契約	死亡・高度障害保険金	疾病により死亡または高度障害状態になられたとき	5万円
	災害・災害高度障害保険金	所定の不慮の事故により180日以内に死亡または高度障害状態になられたとき	10万円
	入院 疾病・災害入院給付金	疾病により継続して8日以上入院されたとき 不慮の事故により180日以内に入院を開始し、5日以上入院されたとき（1入院120日限度/通算700日限度）	1日につき 5,000円
	手術 手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき（入院給付金日額×15・30・50）	手術の種類に応じて、1回につき 7.5・15・25万円
	高度先進 高度先進医療給付金［高度先進医療給付特約］	所定の先進医療*による療養を受けられたとき 入院給付金日額×所定の給付倍率（305倍～5倍）（通算700日分限度）	技術料に応じて1回につき 152.5～2.5万円
	難病 特定疾患給付金［特定疾患給付特約］	所定の特定疾患により継続して8日以上入院をされたとき（1疾患1回限度）	1疾患につき 15万円
	成人病 成人病入院給付金［成人病入院倍額支払特約］	所定の成人病により継続して8日以上入院をされたとき（1入院120日限度/長期入院給付金と通算して700日分限度）	1日につき 5,000円
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患	
	成人病 長期入院給付金［成人病入院倍額支払特約］	所定の成人病により継続して270日以上入院をされたとき（成人病入院給付金と通算して700日分限度）	1回につき 50万円
特約	初期入院 初期入院給付金［初期入院給付特約］	疾病または不慮の事故により継続して2日以上入院をされたとき（通算10回限度）	1回につき 20,000円
特約	通院 通院給付金［通院給付特約］	主契約の入院給付金の支払われる入院をされ、退院後120日以内にその治療を目的とした通院をされたとき（1入院にかかわる通院30日限度/通算700日限度）	1日につき 3,000円

一生涯保障（80歳満了）

＋以下は任意付加の特約です。

※初期入院給付特約は基本契約にセットされています。

医療保険（終身型）　制度番号:543

●保険料払込期間:終身（ただし、高度先進医療給付特約(03)、特定疾患給付特約(03)、生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型〉:80歳）

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
基本契約	入院 疾病・災害入院給付金	疾病により継続して2日以上入院されたとき 不慮の事故により180日以内に継続して2日以上入院されたとき（1入院60日限度/通算1,095日限度）	1日につき 5,000円
	手術 手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき（入院給付金日額×15・30・50）	手術の種類に応じて、1回につき 7.5・15・25万円
	高度先進 高度先進医療給付金［高度先進医療給付特約(03)］	所定の先進医療*による療養を受けられたとき〈特約基本給付金額（入院給付金日額と同額）×技術料に対する給付倍率（305倍～5倍）〉（通算700日分限度）	技術料に応じて1回につき 152.5～2.5万円
	難病 特定疾患給付金［特定疾患給付特約(03)］	所定の特定疾患を発病したと医師により診断されたとき（1疾患1回限度）	1疾患につき 15万円

一生涯保障（80歳満了）

＋以下は任意付加の特約です。

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
特約	生活習慣病 生活習慣病入院給付金［生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型〉］	所定の生活習慣病により継続して2日以上入院されたとき（1入院120日限度/通算1,095日限度）	1日につき 5,000円
	対象となる生活習慣病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・肝疾患・腎疾患	

80歳満了

＊先進医療とは約款に定める高度先進医療を意味します。

※高度先進医療給付特約および高度先進医療給付特約(03)の高度先進医療給付金額は、先進医療にかかる技術料に応じた所定の給付倍率（305倍～5倍）を主契約の入院給付金日額または特約基本給付金額に乗じた金額となります。先進医療にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、これらの特約からのお支払いはありません。

※80歳型・終身I型・終身II型・終身型は入院給付金日額3,000円コース、10,000円コースがあります。その場合のお支払金額は上記を3/5倍・2倍にしてください。

※80歳型・終身I型・終身II型の高度先進医療給付特約は、他のご契約に付加された先進医療給付特約（12）と通算されません。

※通院給付特約、生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型〉は販売停止のため中途付加することができません。

※生協組合員資格を失った（生協を脱会した）場合などは、個人扱（口座振替）となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

※医療保険（終身型）に手術補完給付特約、先進医療給付特約（12）、ガン化学療法・緩和療養給付特約を付加されている場合、記載の保障内容と異なります。

医療保険（80歳型）：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約・成人病入院倍額支払特約付医療給付金付個人定期保険
医療保険（終身I型）：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約・成人病入院倍額支払特約付医療給付金付個人終身保険
医療保険（終身II型）：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約・成人病入院倍額支払特約・初期入院給付特約・保険金額指定特則・低払いもどし金特則付医療給付金付個人終身保険
医療保険（終身型）：高度先進医療給付特約(03)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約・払いもどし金に関する特則付終身医療保険(03)〈60日型〉

■手術給付倍率表（80歳型・終身I型・終身II型・終身型・共通）

対象となる手術（88種類）	入院給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	50倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	30倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	15倍

※同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみのお支払いとなります。

旧商品一覧

今までにご案内をしていました保険商品の一覧です。新規でお申込みいただくことはできません。なお、現在ご契約中の方につきましては、ご契約を継続していただけます。

※このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約いただいている保険の保障内容につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

入院保障保険（終身型）

制度番号:544

●保険料払込期間:終身（ただし、特定疾患給付特約(03)、高度先進医療給付特約(03)、生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型・Ⅱ型〉、通院給付特約:80歳）

		給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース	
基本契約	主契約	疾病・災害入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき 所定の不慮の事故により180日以内に1日以上入院されたとき （1入院60日限度／通算1,095日限度）	1日につき **5,000円**	一生涯保障
	特約 特則	無事故割引特則	無事故判定期間（5年間）内に無事故とみなされたとき	主契約の保険料の **10%割引**（最大5回・50%割引）	
	特約	手術給付金［手術給付特約］	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき （手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×10・20・40）	手術の種類に応じて、1回につき **5・10・20万円**	
	特約	特定疾患給付金［特定疾患給付特約(03)］	所定の特定疾患を発病したと医師により診断されたとき （1疾患1回限度）	1疾患につき **15万円**	80歳満了
	特約	高度先進医療給付金［高度先進医療給付特約(03)］	所定の先進医療*による療養を受けられたとき 〈特約基本給付金額（入院給付金日額と同額）×技術料に対する給付倍率（305倍～5倍）〉 （通算700倍限度）	技術料に応じて1回につき **152.5～2.5万円**	

＋以下は任意付加の特約です。

特約	生活習慣病入院給付金［生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型・Ⅱ型〉］	所定の生活習慣病により継続して2日以上入院されたとき （1入院120日限度／通算1,095日限度）	1日につき **5,000円**	80歳満了
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患		
特約	通院給付金［通院給付特約(03)］	主契約の入院給付金の支払われる継続して2日以上の入院をされ、退院後120日以内に、その治療を目的とした通院をされたとき （1入院にかかわる通院30日限度／通算700日限度）	1日につき **3,000円**	

＊ 先進医療とは約款に定める高度先進医療を意味します。

※高度先進医療給付特約(03)の高度先進医療給付金額および先進医療給付特約(09)の先進医療給付金は、先進医療にかかる技術料に応じた所定の給付倍率（305倍～5倍）を特約基本給付金額に乗じた金額となります。先進医療にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、これらの特約からのお支払いはありません。

※入院保障保険（終身型）・入院保障保険（終身型 09）・入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉は入院給付金日額10,000円コースがあります。その場合のお支払金額は上記を2倍にしてください。ただし、無事故割引特則、先進医療給付特約(12)およびガン化学療法・緩和療養給付特約については、入院給付金日額にかかわらず、一律、記載の割合・金額となります。

※生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型・Ⅱ型〉および通院給付特約(03)は販売停止のため中途付加することはできません。

※生協組合員資格を失った（生協を脱会した）場合などは、個人扱（口座振替）となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

※入院保障保険（終身型）・入院保障保険（終身型 09）について手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)、ガン化学療法・緩和療養給付特約を付加されている場合、記載の保障内容と異なります。

入院保障保険（終身型）：手術給付特約・特定疾患給付特約(03)・高度先進医療給付特約(03)・死亡保険金不担保特約・無事故割引特則付入院保障保険（終身型）〈60日型〉
入院保障保険（終身型 09）：手術給付特約・特定疾患給付特約(03)・先進医療給付特約(09)・死亡保険金不担保特約（入院保障保険（終身型 09）用）・無事故割引特則付入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉
入院保障保険（終身型09）〈ワイド〉
終身払コース：手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約（入院保障保険（終身型09）用）・無事故割引特則付入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉
60歳/65歳払込コース：手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・特定疾患給付特約(03)付入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉

入院保障保険（終身型 09）

制度番号:545

●保険料払込期間:終身（ただし、特定疾患給付特約(03):80歳）

		給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース	
基本契約	主契約	疾病・災害入院給付金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき 所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上の入院をされたとき （1入院60日限度／通算1,095日限度）	1日につき **5,000円**	一生涯保障
	主契約	ガン入院給付金	所定のガンにより1日以上入院されたとき （1回の入院・通院ともにお支払限度はありません）	1日につき **5,000円**	
	特約 特則	無事故割引特則	無事故判定期間（5年間）内に無事故とみなされたとき	主契約の保険料の **10%割引**（最大5回・50%割引）	
	特約	手術給付金［手術給付特約］	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき （手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×10・20・40）	手術の種類に応じて、1回につき **5・10・20万円**	
	特約	特定疾患給付金［特定疾患給付特約(03)］	所定の特定疾患を発病したと医師により診断されたとき （1疾患1回限度）	1疾患につき **15万円**	80歳満了
	特約	先進医療給付金［先進医療給付特約(09)］	所定の先進医療による療養を受けられたとき 〈特約基本給付金額（入院給付金日額と同額）×技術料に対する給付倍率（305倍～5倍）〉 （通算700倍限度）	技術料に応じて1回につき **152.5～2.5万円**	一生涯保障

＋以下は任意付加の特約です。

特約	生活習慣病入院給付金［生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉］	所定の生活習慣病により1日以上入院されたとき （1入院120日限度／通算1,095日限度）	1日につき **5,000円**	一生涯保障
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患		
特約	退院後療養給付金［退院後療養給付特約］	主契約の災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金の支払われる入院をされ、その退院時に生存されているとき （通算10回限度）	1回につき **25,000円**	

入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉

制度番号:545
（ご契約日:令和4年9月1日以前）

●終身払コース…保険料払込期間:終身（ただし、特定疾患給付特約(03):80歳）
●60歳・65歳払込コース…保険料払込期間:60歳・65歳

		給付金名	給付事由	終身払コース 入院給付金日額 5,000円コース	60歳払込コース、65歳払込コース 入院給付金日額 5,000円コース	
基本契約	主契約	疾病・災害入院給付金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき 所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上の入院をされたとき （1入院60日限度／通算1,095日限度）	1日につき **5,000円**	1日につき **5,000円**	一生涯保障
	主契約	ガン入院給付金	所定のガンにより1日以上入院されたとき （1回の入院・通院ともにお支払限度はありません）	1日につき **5,000円**	1日につき **5,000円**	
	主契約	死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金はありません	**5万円**	
	特約 特則	無事故割引特則	無事故判定期間（5年間）内に無事故とみなされたとき	主契約の保険料の **10%割引**（最大5回・50%割引）	無事故割引特則は付加できません	
	特約	手術給付金［手術給付特約］	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき （手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×10・20・40）	手術の種類に応じて、1回につき **5・10・20万円**	手術の種類に応じて、1回につき **5・10・20万円**	
	特約	手術補完給付金［手術補完給付特約］	手術または放射線治療（新生物根治放射線照射）を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます ※放射線治療は60日に1回限度	1回につき **2.5万円**	1回につき **2.5万円**	
	特約	特定疾患給付金［特定疾患給付特約(03)］	所定の特定疾患を発病したと医師により診断されたとき （1疾患1回限度）	1疾患につき **15万円**	1疾患につき **15万円**	80歳満了
	特約	先進医療給付金 先進医療一時金［先進医療給付特約(12)］	所定の先進医療による療養を受けられたとき 1回の療養につき 1,000万円限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額		一生涯保障
			先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき	1回の療養につき **15万円**	1回の療養につき **15万円**	

＋以下は任意付加の特約です。

特約	生活習慣病入院給付金［生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・Ⅱ型〉］	所定の生活習慣病により1日以上入院されたとき （1入院120日限度／通算1,095日限度）	1日につき **5,000円**	1日につき **5,000円**	一生涯保障
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患			
特約	退院後療養給付金［退院後療養給付特約］	主契約の災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金の支払われる入院をされ、その退院時に生存されているとき （通算10回限度）	1回につき **25,000円**	1回につき **25,000円**	
特約	特約化学療法給付金 特約緩和療養給付金［ガン化学療法・緩和療養給付特約］	ガンにより化学療法（抗がん剤治療）を受けられたとき 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき **5万円**	ガン化学療法・緩和療養給付特約は付加できません	10年間保障します（90歳まで自動更新）90歳以降は一生涯保障
		ガンによる疼痛などの緩和のために緩和ケアを受けられたとき 月1回、通算12ヵ月限度	1回につき **5万円**		

●更新日が2022年4月1日以降となる ガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後契約につきましては、特約緩和療養給付金の通算支払が、月1回／通算60ヵ月限度となります。

■手術給付倍率表（入院保障保険（終身型）・入院保障保険（終身型 09）、入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉共通）

対象となる手術（88種類）	手術給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	40倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	20倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	10倍

※同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみお支払いとなります。
※入院保障保険（終身型 09）、入院保障保険（終身型 09）〈ワイド〉は屈折矯正手術（近視矯正手術など）および調節異常矯正手術（遠視矯正手術など）については、お支払いの対象となりません。

旧商品一覧

今までにご案内をしていました保険商品の一覧です。新規でお申込みいただくことはできません。なお、現在ご契約中の方につきましては、ご契約を継続していただけます。

※このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約いただいている保険の保障内容につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

新医療保険

制度番号:571

●保険料払込期間：1年(自動更新で80歳まで)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
基本契約	疾病入院給付金	疾病により継続して2日以上の入院をされたとき(1入院20日限度/通算1,095日限度)	1日につき **5,000円**
	災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に入院を開始した継続2日以上の入院をされたとき(1入院20日限度/通算1,095日限度)	1日につき **5,000円**
	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき(入院給付金日額×15・30・50)	手術の種類に応じて、1回につき **7.5・15・25万円**

1年更新(80歳まで自動更新)

■手術給付倍率表(新医療保険)

対象となる手術(88種類)	入院給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	50倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	30倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	15倍

※同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみお支払いとなります。

エスリー

制度番号:551

●保険料払込期間:5年(自動更新で75歳まで)

	給付金名	給付事由	保険金額 200万円コース
基本契約	死亡・高度障害 死亡保険金	死亡されたとき	**200万円**
	死亡・高度障害 高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当されたとき	
	3大疾病 特定疾病保険金	**◆悪性新生物(ガン)** 保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて所定の悪性新生物(ガン)に罹患したと医師によって診断確定されたとき **◆急性心筋梗塞** 保険期間中に、責任開始期以後の疾病により所定の急性心筋梗塞を発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。)が継続したと医師によって診断されたとき **◆脳卒中** 保険期間中に、責任開始期以後の疾病により所定の脳卒中を発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けられた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	

5年満了(75歳まで自動更新)

エスリーは保険金額400万円コースがあります。その場合のお支払金額は上記を2倍にしてください。

アクサメディカルアシスタンスサービス

付帯サービスをご利用いただけます。詳しくは24ページへ ▶

対象保険商品

80歳型、終身I型、終身II型、終身型、入院保障保険(終身型)、入院保障保険(終身型 09)、入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉、新医療保険

※「アクサメディカルアシスタンスサービス」の各サービスは、各サービス提供会社が提供します。アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

新医療保険　：新医療保険
エスリー　：特定疾病保障定期保険

memo